

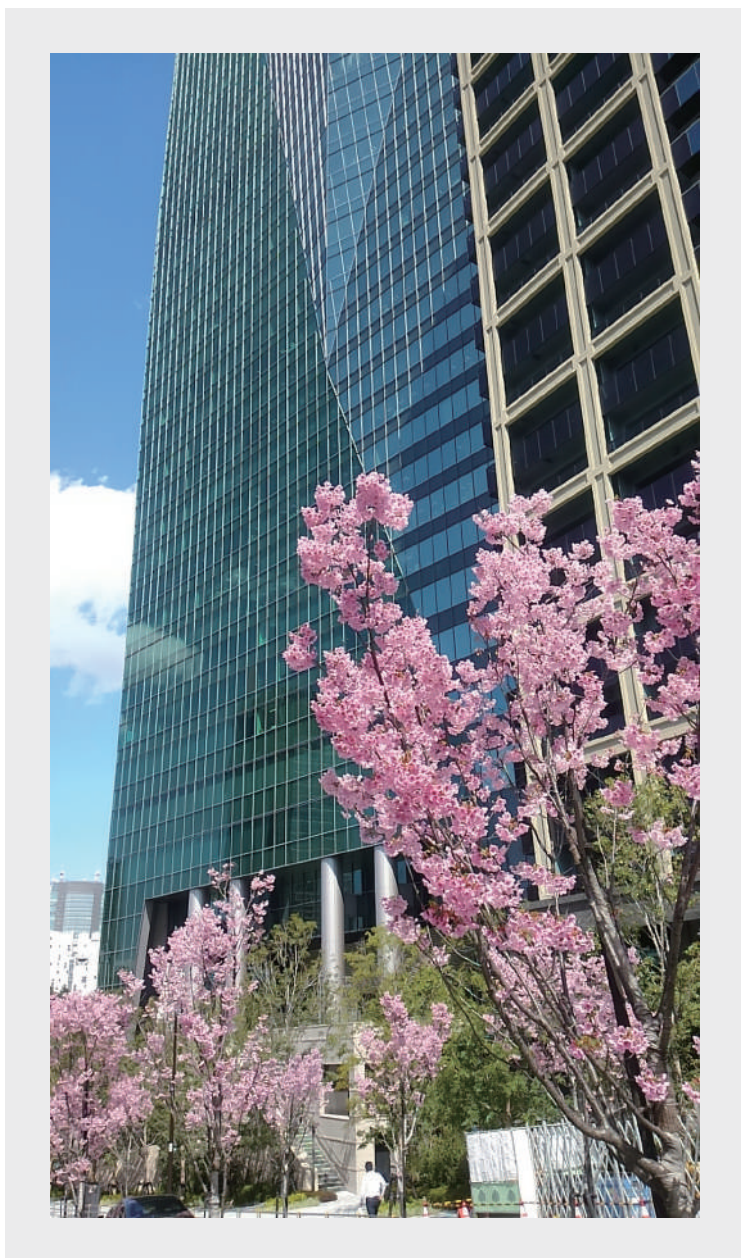
善隣

No.502 通巻769

2019年（平成31年）4月1日発行（毎月1日発行）

2019

4



一般社団法人 国際善隣協会



◀ 古海建一塾長



善隣古海塾

古海建一氏（国際善隣協会前会長・顧問）が塾長として、ご自身の満洲体験談と我が国の悲惨な歴史を豊富な資料を基に毎月第4水曜日に語っています。質疑応答、意見交換などを自由に行う全員参加型の講演です。氏特有の軽妙洒落な語り口による本音トークや意外な歴史裏話などが飛び出す、いわば「古海人間塾」は好評を博しています。

昨年9月に第1回が開催されましたが、「昭和初期から戦後復興まで」をカバーする内容展開は熱を帯び、会員のみならず広く外部研究者まで参加を申し込まれる盛況ぶりです。講演回数は合計12回、約1年にわたる予定です（番外編で追加の可能性もあります）。

（世話人・戌亥芳秀）

善 隣 目 次 2019年 4 月号

公開講演会記録

ハワイ日系二世の記憶……………松元裕之 2

尖閣／釣魚諸島問題についての考え方と
今後の解決へ向けて……………名嘉憲夫 10

引揚者となる人たちと歌の場面
—外地居留時、抑留時、避難時、引揚船内で、そして戦後日本社会で
そのとき歌い、そのとき聴いた〈その I〉……………藤川琢馬 20

中国ウォッチング……………編・訳 上松玲子 28

コラム 〈腰折れ文〉二十、……………渡邊澄子 30

陶々俳壇……………馬場由紀子選／柳原仁哉 31

協会通信・会員だより・同好会だより…………… 32

2019年 4 月の行事予定…………… 33

みんなの写真館…………… 32

善 隣 第502号 通巻769号

2019 (平成31) 年 4 月 1 日発行

発行所 〒105-0004 東京都港区新橋 1-5-5

一般社団法人 国際善隣協会

TEL 03 (3573) 3051

FAX 03 (3573) 1783

発行人 矢野一彌

印刷所 (旬)ゆにおんプレス

定価 一部400円 年額4,800円

振替 00120-0-145956

国際標準逐次刊行物 ISSN 0386-0345

©禁無断転載

公開講演会記録

ハワイ日系二世の記憶

NPO法人NAC—J代表／映像プロデューサー 松元裕之



2018年は、様々な面で節目の年となった。最も大きなトピックとしては、永く続いた江戸幕府の時代が終焉となり、明治へと元号が変更された年から150年ということである。また、2018年に大きな地震被害を受けた北海道も、命名から150年の節目の年となった。その多くの節目の年の中で、あまり日本国民に知られていない、あるいは、関連性が低く注目度の高くないであろう出来事が、日本の移民開始から150年の節目の年である、ということである。

私の活動は、ハワイの日系人の歴史を日本人に伝え、ハワイの日系退役軍人会が中心となって非営利で運営するKansha Preschool（カンシャ・プリスクール＝感謝保育園）をサポートし交流すること

にある。しかし、移民が排出された地域は、日本全国というよりも限定的な地域であり、1924年に施行されたアメリカの「排日移民法」によって、すでに移民が禁止されてから100年近くの歳月が経っていることもあり、現代の日本人には、ハワイ移民の末裔である日系人というのは馴染みがないかもしれない。

そこで、講演会で時間がなく詳しくお話できなかった映画『Go for Broke! ハワイ日系二世の記憶』制作のきっかけや経緯、二世について記す前に、まずは、ハワイへの日本人移民の始まりと歴史について、知っておいていただこう。

■日本の移民はハワイから始まった

時は江戸末期。オランダ系アメリカ人の商人「ユージン・ヴァン・リード」は、日本からの親米使節団（咸臨丸）の訪米を知り、日本とのビジネスをすべく日本に向かう。その途上、王国だったハワイに寄り、時の王カメハメハ5世に謁見した。当時すでにサトウキビ産業が盛んになっていたハワイでは、労働力としての移民を欲していた。

そこでヴァン・リードは、日本から300名の移民を連れてくるための移民輸送費用と手数料を、ハワイ王室から前もって受領し、さらにハワイ王国の領事代理の権限を携え日本に渡った。そしてハワイへの移民交渉に奔走し、江戸幕府との移民契約に成功した。しかしすでに徳川幕府から政権を移譲された新政府は、こ

の契約は旧幕府政府の下で結ばれたものだとして、契約は無効とし移民を禁じた。

一方、ヴァン・リードは、ハワイ王朝からすでに移民輸送費などを手にしていたこともあり、1868年5月17日未明の暗いうちに、出航を強行してしまった。そして移民約150名を乗せた「サイオート号」は、ひと月あまりの航海を経て、同年6月20日にホノルル港に到着した。

これが、日本で最初の集団移民であり、ハワイに着く間に日本の元号が明治に変わってしまったため、明治元年に移民した人々ということから、後にハワイでは「Gannen-mono（元年者）」と呼ばれるようになった移民たちである。

ただし、サトウキビ耕地での契約労働者として渡ったこの移民たちだが、実際には農業経験者が少なく、職人やあぶれ者、はては禄を失った武士たちも数名いた。

さらに日本とは大きく違う熱帯気候に加え、低賃金や劣悪な生活環境に耐えきれず逃げ出す者も出る始末だった。そのため、同年12月には、移民たちが明治政府に救済を申請した。

これを受け明治政府は、



キビ土起こし（サトウキビ耕地の土起こし。マウイ島ブウネネ）

ハワイ王国と協議の末、これらの移民が日本政府の許可なく違法にハワイに連れられて来たことを盾に、日本への帰国を望む者は日本に連れて帰り、アメリカへの再渡航を望む者にはハワイ王国の負担でアメリカへ行かせ、ハワイに残る者の環境改善を認めさせた。

この件があつて以来、明治政府は諸外国からの移民要請を断り続けていたが、ここに、1881年、ハワイ第7代国王「デイヴィッド・カラカウア」が世界一周の視察旅行の途上、開港したばかりの横浜港に、開港以来、初の外国国家元首として寄港し、明治天皇との謁見を果たした。謁見の際にカラカウアは、自身の姪「カイウラニ王女」と明治天皇の甥である山階宮定麿王との婚姻を提案したが、アメリカとの関係を考慮し、この提案は丁重に断った。

一方で、ハワイへの移民の要請に対しては迅速に対応し、1885年に国家間



開墾する一世（耕作地の造成のために開墾する一世。ハワイ島）

の正式な契約移民「官約移民」945名が海を渡った。ここから、日本の正式なハワイ移民がスタートすることになる。官約移民は、1894年まで26回行われ、のべ2万9000名あまりが海を渡った。その後、ハワイが共和制になると、民間の移民会社へ委託され、ハワイ王国が消滅しアメリカの属領となる1900年まで続いた。ここまですべてが所謂「契約移民」で、アメリカの属領となった後は、アメリカの法律が適用され、奴隷のような契約移民は表面上なくなり、「自由移民」として海を渡ることになる。

しかし、アメリカ本土における日系移民数の増加や、勤勉さによって白人の仕事を奪ってしまうことなど、日に日に日本人移民への風当たりが強くなり、国家関係を危惧した日米政府は、1907年に日米紳士協定を結び、新たな移民を入れないようにした。

紳士協定締結後は、所謂「呼び寄せ移民」という、在米移民の家族などを呼び寄せる移民だけが認められた。なお、移民は独身男性が多いため、この紳士協定の「米国既在留者の家族は渡航可能」と

いう抜け道を適用し盛んとなったのが、有名な「写真花嫁 (Picture Bride)」である。この写真花嫁によって、およそ2万5000人の日本人女性が海を渡ったと言われている。そして、1924年のアメリカ移民改正法の成立によって、日本からの移民は、全面的に禁止となる。

■第二次世界大戦と二世

1924年のアメリカの移民法改正による移民全面禁止までに、ハワイとアメリカに渡った日本人の数は、およそ20万人とも言われている。

それに加えて、呼び寄せ移民時代になって写真花嫁による日本人女性が移民すると、爆発的に日系の人口が増えた。

1910年のハワイの人口は、およそ19万2000人だが、1920年までの10年間で6万4000人増え、その後の10年間には、なんと11万2000人も増えている。そしてその40%以上が日系人となっているのだ。

昔の日本の家庭は多産だった。それはハワイに移民しても同じで、多くの家庭は、6人〜9人の子どもがいるのは当たり前だった。私の映画で証言する二世たちの多くは、1920年代生まれで、兄

弟の人数は、9人兄弟が最も多かった。人口の多さもあるが、勤勉で懸命に働く日本人移民は、着実にハワイ社会の大きな1ピースとなっていた。

しかし、ハワイの日系人の立場をどん底に貶めてしまう出来事が起こる。もちろん、1941年12月7日（ハワイ時間）の旧日本海軍による真珠湾攻撃である。

この真珠湾攻撃による日米開戦によって、ハワイの日系人の立場も大変厳しくなった。米本土では、多くの日系人が住んでいた西海岸と内陸部の日系人が全員強制収容された。名目上は「西海岸の防衛」と「日系人の保護」であったが、事実上の収容・収監・隔離であった。

一方、ハワイでは人口が多すぎたためハワイの経済が成り立たなくなるから、と強制収容が行われていないといった思い違いがされているようだが、ハワイの日系人も強制収容されている。その業種は、マスコミ、教育者、宗教家、企業の幹部、日系団体の役員などで、人数としては1500名あまりと言われている。

真珠湾攻撃当日から収容が始まり、離島の場合は、いったん刑務所施設に収容され、その後、オアフ島南部のサンドアイランドに建設された収容所に入れられ、米本土の収容所に送られた者もいるし、オア

フ島内陸部に建設された「ホノウリウリ強制収容所」に収容された者もいた。ちなみにこの「ホノウリウリ強制収容所」は、終戦前に太平洋戦線で捕らえられた日本人PW（戦争捕虜）などを収容する施設となった。そのため終戦後は、ハワイの人々の記憶から消え去ったが、2002年に再発見され、2015年には当時のオバマ大統領により国定史跡に登録された。

■アメリカへの忠誠を示す二世たち

日米開戦より1年前、1940年から始まったハワイ・ナショナルガード（ハワイ州兵）の徴兵により、開戦時には1400名あまりの二世たちがハワイ・ナショナルガードに属していた。しかし、アメリカ陸軍は敵国である日本の血を有する二世たちを危険分子だと決めつけ、すべての二世兵をスコフィールド兵営に集め武器を取り上げた。さらに行き先も教えられず貨物船に乗せられアメリカ本土に送られた。そしてウイスコンシン州のキャンプ・マッコイで訓練生活に入り、第100歩兵大隊となった。しかし結成当初は、所属する上部組織がなかったため、大隊名のあとに（Separate II 分離）と付記されていた。

第100大隊の訓練の成績は、ずば抜けたものだった。白人兵と比べると体の小さな二世たちであるが、俊敏性に優れ、手先の器用さでも群を抜いており、銃器の解体再組み立てでは、掛かった時間は白人部隊の半分以下の速さで、この数字を見た陸軍上層部は、大変驚いたという。そして何より、高い教育を受けていた者も大勢いた。

この第100大隊の訓練成績の良さと、二世たちの嘆願、そしてハワイの社会奉仕活動家たちの働きかけにより、大隊規模より1ランク大きな連隊組織として、第442連隊が結成されることになった。1943年1月のことである。

アメリカ陸軍は当初、アメリカ本土の二世たちから3000名、ハワイの二世たちから1500名の兵士調達を考えていた。しかし蓋を開けると、アメリカ本土の二世は800名しか志願がなかったのとは逆に、ハワイからは定員の6倍を超える1万人もの志願があった。そのため陸軍は、人数を逆転し、本土で再募集をかけ1200名を集め、ハワイからは2600名の二世たちを入隊させた。こうして、アメリカ軍史上最も勲章を受けた伝説の陸軍部隊「第442連隊戦闘団」が結成された。

当時のホノルル商工会が行ったハワイでの壮行会には、兵士の家族と市民が1万人も集まり盛大に見送られた。第100大隊が、誰にも行先を告げることなく秘密裏に本土に送られたのとは全く対照的な結成である。



Hawaii442 (ホノルル商工会主催の壮行会「アロハセレモニー」
1943年2月ホノルル)

『ゴッフォブロック!』

第442連隊がヨーロッパ戦線に送られたのは、1944年6月である。その前にすでにヨーロッパ戦線でドイツ軍を相手に戦っていた第100大隊は、目覚ましい活躍を見せていたが、その分、犠牲者も多く出していた。そのため、陸軍内では「パープルハート大隊(戦死傷章大隊)」と呼ばれており、陸軍内での評価もウナギ登りだった。第100大隊は

組織的に第442連隊内の第1大隊として併合されたが、それまでの功績により、100という数字が残された。

こうして連隊規模の組織となった二世部隊は、その後もドイツ軍を相手に、他の部隊とは比べものにならない活躍を見せ、多くの将軍たちが欲しがらる部隊となった。二世部隊を最も有名にしたのが、「ロスト・バッテリー・レスキューミッション(失われた大隊救出作戦)」である。これは、司令部の判断ミスによって、敵軍に囲まれてしまったテキサス大隊を、同大隊が所属する上部組織ではなく、全く関係のない第442連隊が救出する羽目になってしまった作戦である。

この戦闘により、第442連隊は、大きな犠牲を払った。211名のテキサス兵を救出するために、二世部隊は実に800名の死傷者を出したのである。この戦闘は、現在でもアメリカ陸軍10大戦闘に記録されており、陸軍のみならず、海軍でも第442連隊の歴史と功績は必須教科科目となっている。

アメリカ軍では、第442連隊を「Most decorated military unit (最も装飾勲章を受けた部隊)」とも呼んでいる。日系人部隊全体で授かった勲章の数は、1万8414章と米軍内でも突出してい

るが、一方で死傷率31.4%という信じられない数字も、突出した数字である。

■ハワイ変革と二級市民からの脱却

これほど大きな功績と犠牲を払ってハワイに帰ってきた二世たちだが、戦後のハワイは、戦前と変わらず一部の白人が富や政治を独占し、日系人は二級市民であった。

二世たちは「ハワイを変えるためには、まずは政治を変えなければ」とG.I.ビル（復員兵援護法）を利用し大学など高等教育を履修し、弁護士や医師など高度な職業の資格を取った。そして、大勢の二世たちが立候補し、人口の多さもあって次々に当選していった。こうして政治の世界を変えていった二世たちは、自らの銀行を設立することを模索した。

「すべてのハワイの人々のために役立つ自らの銀行を持つこと」。二世たちは青写真を描き、少額で購入できる株を発行し、多くの日系人から支援を集めた。また一世の実業家や日本の住友銀行からの支援も受け、「セントラル・パシフィック銀行」の設立に漕ぎつけた。これにより、日系人の起業も盛んになった。現在、古参レストランやスーパーマーケット、

車の大手デューラー、食料品会社など、そのほとんどは日系人の創業である。

二世の中

で最も人々の信頼を受けたのが、「故ダニエル・K・イノウエ」である。



Daniel Ken Inouye
屈託のない笑顔でハワイの挨拶のシャカをするダニエル・イノウエ

ダン（イノウエは人々からこう愛称で呼ばれていた）は、第442連隊の創設からのメンバーで、ヨーロッパでの最後の大規模戦闘「チビタベッキア陥落作戦」において、敵陣深くに入り込み敵銃座を破壊し、次の銃座に向かうところで右腕を撃ち抜かれ右腕を失った。この怪我により医者になる夢を諦め、復員後に弁護士の資格を取り、ハワイ州議員となった。1959年にハワイが準州から州に引き上げられた際には、アメリカ連邦下院議員となり、その後、上院に転じ上院議員を永く務めた。2012年に亡くなる前には、大統領継承順位3位にまで上り詰めた。このためハワイ州は、2017年4月、ホノルル国際空港の名称を、「ダニエル・K・イノウエ国際空港」と改称したのである。

■『ハワイ日系二世の記憶』制作のきっかけ

私は、2004年からハワイに行くようになったが、ワイキキのあるオアフ島にしか行かなかったために、2007年に初めて、離島の1つであるマウイ島に行くことになった。このマウイ島へのヴァケーションがターニングポイントとなる。

この前年、2006年に私は結婚したが、その際に書を贈ってくれた熊本で書家をしている友人が、若くして癌に罹っていることが判った。癌が判明した時には、すでにステージ4で、余命半年だと聞かされた。しかし友人は諦めることなく、懸命に生きようとした。

そして2007年9月。私は友人に、様子伺いの電話を入れた。しかし、この電話が私の運命を変えたと言っても過言ではない。

友人は電話口で「マウイに行きたいんだ。マウイに行けば、何かあると思うんだ」と言った。

私はこの3日後に、マウイ島へヴァケーションに行くことになっていった。図らずも友人の口から「マウイに行きたい」と

聞いてしまったからには（彼のために何か動かなければならない運命なのだろう」と諦めのような感情が沸き起こり、友人に「実は3日後にマウイに行く。君のために何かできることはないか？」と聞いた。友人も驚き「マウイはおろか、ハワイには行ったことがない」とのこと、私は「ではマウイで書や漢字などがどれぐらいのクオリティで、どんなプロダクトになっており、扱っているギャラリイではどれぐらいのポジションにあるのかを調べて、写真を撮ってくる。帰ったら君に送るよ」とだけ伝え受話器を置いた。

それから3日間は、怒濤の如く過ぎた。私は長期休暇に備えた仕事をこなす傍ら、友人のプロファイルを英語で作成し、マウイ島の熊本県人会にアポイントメントを取った。熊本は、ハワイへの移民を多く輩出した県で、各島に県人会が組織されていたことを知っていたのだ。そして、マウイ島でお会いしたのが、熊本県人会会長をされていた二世のご夫婦だった。

私は友人のプロファイルを見せながら「友人が熊本で書家をしていること」「癌に罹っておりステージ4であること」「しかしマウイ島での作品発表を夢見ていること」を伝え、もし友人がマウイに

関する書を書き、マウイで個展をする際には、是非とも協力して欲しい旨を伝えた。二世のご夫婦は、私の話を一つ一つ真剣に聞いてくれ、最後にはニコニコとしながら「もちろん喜んで協力させてもらいますよ」と仰った。私は朗報を持って帰国し、マウイの写真とマウイを歌うハワイアン音楽のCDを携え熊本の友人に会いに行った。その際に、なぜマウイなのかと聞いた私に、彼は「アーティストはマウイばい！」と熊本弁でキッパリと言ったのだ。私の決意はそこで決まったと言って良いだろう。

そしてその10日後に、友人は亡くなった。しかし周囲から、彼は最後まで「マウイに行く」と言っていたと聞き、私は友人をマウイに連れて行く想いを新たにしました。マウイの人々に、友人の書を見てもらおう。マウイに憧れた友人の存在を知ってもらおう。そう考えたのだ。

友人が亡くなって3か月後の2008年3月。私は友人の書を携え2度目のマウイの地を踏んだ。もちろん、それまでにマウイ熊本県人会の二世のご夫婦とも連絡を密に取り、遺作展を開く旨を伝え、協力をお願いした。二世のご夫婦は、友人が亡くなったことを非常に残念がりはがら私の行動を評価してくれ、協力を

申し出てくれた。

この遺作展には、遺族も参加した。大黒柱を失くしてから3か月。まだ心の整理も付いていないであろう時期に、初めての海外旅行で、しかも便の良いワイキキ・オアフではなく、飛行機を乗り継いでマウイまで、よく行かれたと思う。しかしこの遺作展で遺族は、マウイの自然と人々に癒されたと言って、とても喜んでくれた。

私は遺族より一日早くマウイ入りし、二世のご夫婦と一日ご一緒した。その際に、現在サポートと交流を続けているKansha Preschool（カンシャ・プリスクール＝感謝保育園）を案内された。

このカンシャ・プリスクールは、マウイの二世退役軍人やその子弟たちの会が主体となり運営されているニセイ・ヴェランズ・メモリアル・センター（二世退役軍人祈念センター）の敷地内にあり、日系人としての意識や（日系人の現在の社会的地位を築いてくれた）二世への感謝を伝える目的で設立された保育園だ。

また、同敷地内にあるアダルト・デイケア・センターのシニアたちとも、毎日交流を行っている。

私は、友人の遺作展でお世話になったお礼として、このカンシャ・プリスクールを日本からサポートしようと考えた。

そうすれば、持続的に関係を築くことができ、日本と日系人との絆が深められると考えたのだ。しかしハワイの二世部隊については、私の周囲の友人などはほとんど知らなかった。ハワイが好きだという知人たちでさえ知らず、日本人は二世を知らないのが現状なのだと気付かされた。「カンシャ・プリスクールを日本からサポートしよう!」と活動する前に、まずはその主旨である二世を知ってもらわなければならないと考え、私は映画『Go for Broke! ハワイ日系二世の記憶』の制作に取り掛かったのである。

■「もう一つの日本史」として

2009年から『Go for Broke!』の制作に取り掛かるのであるが、まず最初に考えたのは「この映画を戦争映画にはしない。そして二世ヴェテランたちを英雄視しない」ということである。

戦争映画にしたいと考えた理由は、すでにアメリカやハワイでは二世部隊の映画やドキュメンタリーがあり、それらは戦争物語だけに終始しており、私はそれらに言いようのない不満を持っていた。「二世には戦争しかなかったのか?」と疑問を持っていたのだ。もちろん、二世にとって戦争

は大きなファクトではあるが、それがすべてではないと考えていたし、二世たちの人生が戦争だけでは、彼らの人生があまりにも寂しいではないか、と思っていた。

また、二世が特別な世代であるのは、戦争を経験した世代ということだけではない。何よりも彼らは、親である一世の移民の苦勞を目の当たりにし、あるいは一緒に苦勞をし、それを語れる唯一の世代である。だから私は『Go for Broke!』の中で、二世たちが物心ついた時代、それこそプランテーション時代の日系社会の様子に、映画の三分の一程度の時間を割いているのだ。

アメリカやハワイでは、二世部隊は伝説的に語られ、もちろん二世たちは日系社会から「Our Hero! (私たちの英雄だ!)」と英雄視されている。しかし私は、それもなかった。普通に笑い、泣き、怒るような「人間臭い二世たち」を表現したかった。それこそ、「ハワイに残るもう一つの日本史」的な作品だと自負している。



マウイ取材の様子（二世退役軍人から聴取する松元。2009年4月マウイ島）

■今の時代だから伝えたい二世たちの価値観

映画は、2010年にハワイの島々を巡り、31名の退役軍人と3名の奥様のインタビューを収録した。収録時間は、のべ60時間を超える。しかし、初めての映画制作で実績がなく、映画会社や企業を回っても相手にされないため予算が集まっていなかったのだが、それに加えて、2011年の東日本大震災で、全く予算が集まらなくなった。

悶々としながらも、それでもハワイの映画祭への出品を目指し孤独に編集を続けていた。そのため、何度も何度も二世たちの証言を見直すことができた。すると、インタビュー収録の際には気付かなかったいくつかの点が見えてきた。

一つは、誰も日本の悪口を言わなかった点だ。彼らは、親の国である日本から直接攻撃



『Go for Broke!』(映画フライヤー)

を受け人生が変転した。普通だったら、親の国であれ自分たちに危害を加えれば、恨んだり嫌ったりするのが当たり前なはずである。しかし彼らの口からは、ついでそんな言葉は出なかった。

また、インタビュをお願する際に、私はすべての二世にこう言った。それは、「わたしたち多くの日本人は、貴方たちの親である一世の移民の苦労は、なんとなく知っている。しかし、貴方たち二世の違ったカタチの苦労は、ほとんどの日本人は知らない。私は、同じ根っこを持ち同じ血を持つ日本人として、貴方たちのことを知らないのは『恥』だと思う。だから日本人に、貴方たち二世のことを伝えたいんだ」と。

二世たちは、それを黙って聞き、そして口を開いてくれた。この『恥』が彼ら二世の琴線に触れたのだと思う。『恥』

は、彼らの物事を判断する基本にある。

「家の恥にはならない」「親に恥をかかせられない」。これは、やはり日本の明治の価値観を持った親に育てられ、毎日1時間通った日本語学校で教えられた「修身」に起因するだろう。実際、彼らの多くが「修身」を口にし、英語では「Obey」(従属や奉ずると言った意味がある)」と言った。

実際に、一人の二世が口にした軍への志願の理由はこうだ。「貧乏だったが、これまで何不自由なく育ててくれた親や日系社会に対し、恩を返すのは当たり前だと思った。だから私は軍に志願した。それは自然な考えだった」。

また別の二世はこう言った。「一世の親の苦労からしたら、私たちの苦労は苦労のうちに入らない」と。

それに対し私は、「でも貴方たち二世は、命をかけたじゃないか。それこそ死ぬ思いをしたじゃないか」と反論したのだが、「いや、それでも親の苦労からしたら、私たちの苦労は苦労ではないよ」と静かに論されてしまった。

私はこの時、収録を終えていて良かったと思った。何故なら、この言葉を聞いた時、涙があふれそうになったからだ。その状態では、収録カメラのファインダー

がキッチンと覗けない。

何もこの二世の価値観が特別だとは思わない。日本でも戦前まではそうだったのではないかと思う。私たち日本人は、先の敗戦で、すべてを否定してしまったように思う。それは、失くしてはならない価値観まで捨ててしまったのではないか。

「恩」「恥」「修身」そして「Obey」。日本人が失くしてしまったものを、二世から学ぶことができるのではないかと思っている。

(2018年12月6日・公開フォーラム)

筆者略歴(まつもと ひろゆき)

1964年宮崎生まれ岐阜育ち。永く広告代理店で広告映像に携わり、主な仕事としては「BMW」「オージービーフ」「Red Bull」「De'Longhi」など。また沖縄にも造詣が深く、環境問題や音楽文化の執筆も多数。主な共著に『オキナワドリーム』(光文社知恵の森文庫)、『沖縄ロハス』(山と溪谷社)など。

現在、『Go for Broke! ハワイ日系二世の記憶』の第2弾として、『Okagesama deーハワイ日系女性の軌跡』の制作に取り掛かっている。お問い合わせは、TEL 090-3501-1249(松元)まで。

尖閣／釣魚諸島問題についての 考え方と今後の解決へ向けて

東洋英和女学院大学准教授（紛争解決論） 名嘉憲夫



はじめに

1972年の日中国交回復以来、紆余曲折はあるにせよ、日本と中国の経済的な結びつきや人々の交流は発展拡大してきた。しかしながら、尖閣／釣魚諸島問題は、日中間の「喉に突き刺さった小骨」のようになってしまっていて、せっかく積み上げてきた良好な関係が、何度もこの問題で崩されるということが繰り返されてきた。尖閣／釣魚諸島問題については、これまで多くの研究者や国際法学者によって、さまざまな観点から論じられてきたが、いまだに解決の見通しがつかない。筆者は、2018年の9月20日、21日、中国北京にある清華大学で開催さ

れた「中日韓共同発展フォーラム」（清華大学主催、早稲田大学・高麗大学共催）に招かれ、尖閣／釣魚諸島問題についての報告を行った。以下は、その報告論文に基づき、この問題について従来の議論を整理して、今後の解決へ結びつく提案を試みるものである。

1. 中国と日本の関係の現状

毛利和子（2017）によると、2010年以降の中国と日本の関係は、「歴史問題」と「パワーをめぐる問題」、「領土問題」が絡んだ複雑で緊張に満ちたものになっている。2016年の言論NPO東京―北京フォーラムによる世論調査によれば、日中両国とも「お互いの関係

は大事である」と考える人々が7割程度いるにもかかわらず、相手国に好感を持たないと答えた人々が、日本側で約90%、中国側で約70%もいる。^{注1}

このような状況になった要因の一つが、尖閣／釣魚諸島問題である。中国政府は、さまざまな歴史的文献や地図を挙げつつ、次のように主張する。これらの島嶼はもと「中国の領土であった」が、1894年～1895年の中日甲午戦争（日清戦争）中に「窃取」されたものである。また戦後に関しては、カイロ宣言とポツダム宣言によって示された「中国から奪った土地の一部である」から返還する必要がある。1972年の日中国交回復と1978年の日中平和友好条約締結時に、尖閣／釣魚諸島問題について棚上げにす

るという「暗黙の了解」（默契）があったが、日本側が2012年に尖閣諸島の一部を「国有化」することによって、その合意を破ったとする。

一方、日本政府は、1895年以前の尖閣諸島は「どの国も実効支配をしていない無主地」であり、閣議決定によってそれらを編入した。尖閣／釣魚諸島は下関条約によって割譲された島嶼ではないので、カイロ宣言とポツダム宣言によって規定された「中国から奪った土地」ではない。1895年以来、日本は尖閣／釣魚諸島を平和裏に実効支配しており、1960年代の末に、尖閣／釣魚諸島周辺に石油が埋蔵されている可能性が指摘されるまでは、中国はそのことについて抗議したことはない。1972年の日中国交回復時と1978年の日中平和友好条約締結時に、尖閣／釣魚諸島の領有権問題について棚上げするという合意をしたことはない主張している。

2. 尖閣／釣魚諸島問題についての日本の研究者の見方

尖閣／釣魚諸島の領有問題について、これまで日本では、歴史資料の解釈と国際法の原則の適用をめぐる、幾人もの

論者が論文や著作を発表している。大きく分けて、4つの立場や見方がある。

- ① 歴史的文献における記述に加え、中国の明代の海防図や琉球国の地図では、中国の領域と琉球国の領域が描き分けられており、「どちらにも属さない中間地」があったわけではない。尖閣／釣魚諸島は「中国に属する島」である（井上清、1996。村田忠禧、2013、2015）。
- ② 尖閣／釣魚諸島は、「無主地先占」により獲得した日本の領土である。編入過程やその後の経緯も、国際法上の「実効支配」の要件を満たしている（奥原敏雄、1970。緑間栄、1984。芹田健太郎、2010）。
- ③ 尖閣／釣魚諸島は、琉球国の版図と清国の版図の中間の地（「王化」と「化外」の境界を分けるという文脈での「中間の地」であり、冊封、朝貢使節にとって航海標識となる無人島ではあったが、「無主地」ではない（矢吹晋、2018）。
- ④ 尖閣／釣魚諸島は、どこの国家の領土でもなく、この海域には国境線は存在しなかった。領土や国境といった概念は、1870年代の帝国主義の時代に、近代国家の枠組みができてはじめて、この海域に持ち込まれたものである（山田慶児、2013）。

以上の4つの見方は必ずしも相互に排他的なものではなく、基本的な歴史的事実については一致している面もある。しかし、歴史的事象のどの側面に焦点を当てるかによって、解釈の違いが生まれている。

3. 紛争解決論のアプローチを用いた前近代の尖閣／釣魚諸島の状態に関する推測

筆者の専門とする紛争解決論では、歴史的事実の確定と共有は重要であるが、異なった前提や理論的フレームワーク、認識パラダイムによって、歴史的現象に対する見方が変わってくると考える。例えば、前近代において、皇帝との君臣関係を結んだ王侯貴族の領地を「帝国の影響圏」と考える「広義の版図」概念を採用するとすれば、中国皇帝と朝貢冊封関係にあった琉球国王の支配する琉球国と日中の間の航海海域を、すべて清帝国の「版図」とみなす解釈もあり得る。清帝国は、直轄地、藩部、朝貢国の3層構造で構成されていたとする見方を採用すれば、「影響圏」（もしくは、前近代の国際関係における「一種の階層的な従属国」）としての朝貢国を含む全体が清帝国の版図である。^{注2} しかしながら、清と陸続きにある朝貢国と違い、中国大陆と琉球国の間の水域をも版図に含めるかどうかについては、議論の余地がある。

一方、「徴税と徴兵を目的とする支配地域を地図に記入した土地」を領土と考える「狭義の版図」概念に基づくと、1

895年以前の尖閣／釣魚諸島は、冊封使節、朝貢使節にとって航海標識ではあったが、清帝国の版図にも琉球国の版図にも含まれない中間の地であったとも考えられる（しかしながら、だからといって、これらの島嶼が国際法でいう「無主地」といえるかどうかは別の議論である）。

1895年以前、「どの国の政府も継続的に尖閣／釣魚諸島に対して「実効支配」を行っていないかった島」という近代国際法の概念を採用すると、尖閣／釣魚諸島は「無主地」であったという見方も成立する。しかしながら、この場合でも「何ををもって「実効支配」と考えるか」については、いくつかの判例はあるものの、国際法学者の間でも必ずしも一致しない。どのような歴史的資料を使おうと、

「過去の現象」を確定的に断言することは困難ではないか、というのが紛争解決論の考え方である。裁判の「判決に必要な事実認定」は別にして、「学問上の事実認定」（と「学問上の解釈」）は、終わりのない継続的な探求と議論を通して深まっていく「部分的で暫定的なもの」である。紛争解決論では、当事者が「紛争の解決に必要な事実」を協力して探求していくことを重視する。自分の側の主張が「正しく」、相手側の主張は「間違っ

ている」と断定しないのである。過去の事実は人々を「対立させる要因」ともなれば、未来の「建設的な解決策をみだす素材」にもなる。さらには、経験的な世界についての「事実の探求のプロセス」と、解決に向けての「選択肢形成のプロセス」、「選択肢についての合意を作るプロセス」を区別するのである。

こうしたことを前提としながら、19世紀末の尖閣／釣魚諸島の状態について、筆者なりに次のように推測している。近代以前においては、当時の日中の為政者たちがどのように考えていたかは別にして、おそらく無人島であった尖閣／釣魚諸島は、もともと「誰のものでもなく、どの国の確定的な領土でもなかった」ように見える。

近代初期に、琉球帰属問題に関連して「日中の海上の辺境地帯にある『潜在的な係争地』」という特徴が発生した。前近代においては、どの国にも確定的には帰属していなかった尖閣／釣魚諸島が、近代初期における「国境線の線引き競争」のなかで、「潜在的な係争地」としての性格を付与され、明治政府が日清戦争のさなかに占拠したというのが歴史的経過のように見える。

なぜ「潜在的な係争地」という用語を

わざわざ使うのか？ 尖閣／釣魚諸島について、琉球帰属問題が顕在化した1879年以降も、日清間で表立って話し合われたことは一度もない。しかし、もし明治政府が、それらの島嶼の帰属の問題を清国に問い合わせれば、当然、清と琉球の歴史的経緯から、清国は自国領と主張したに違いなく、したがって「係争に至ったであろう土地」という意味である。^{注3}

もともとは「どの国にも確定的に帰属していなかったのではないか」といっても、その状態が即、近代国際法でいう「無主地」かという点、それもまた単純な見方であろう。なぜなら、1372年から1879年までの約500年間に、中国から琉球への冊封船は23回来航し、琉球から中国への謝恩使船も23回遣わされ、琉球から中国への進貢船は合計241回（明代173回、清代68回）に及ぶ。^{注4}

このような海域にある島嶼群を、定期的に航海標識として利用し、そして詳細な記録にもとめた清と琉球の立場は尊重される必要がある。それは国内法でいう一種の「利用権」のようなもの、もしくは「入会地の定期的利用から生じる権利」のようなものとして理解することもできる（ここで「入会地」に類推的に比較されているのは、前近代の中国・福州と琉

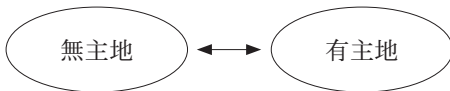


図1. 西欧的な近代国際法による二分法的理解

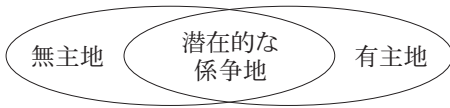


図2. 代替的な「重複三分法」による理解

球・久米島間の地域的な「海の共有地」(commons of seaのことである)。

海洋における無人島のステイタスを判断する場合、近代国際法は、「有主地」か「無主地」かの二分法を用いる。しかし、それでは計れない島嶼の状態もあるのではないかということである。①有主地②曖昧な歴史的慣習によって生じた権利に基づいた島嶼地域であり、ある国家がクレームすれば、隣接する他の国家もクレームするであろう「潜在的な係争地」③無主地、という三分法の考え方を採用すれば、当然、異なった見方が生まれる。無人島のステイタスを判断する基準として、図1と図2の2つのモデルが考えられる。

近代国際法のシステムは、19世紀後半当時、発展途上にあった「一つの法的システム」にすぎず、それを根拠にして尖閣／釣魚諸島を「無主地」と断定するのは疑問が生じる。19世紀の東アジアにおいては、「朝貢冊封システム」という国際的なシステムも依然として有効であった。当時、西欧諸国発祥の「近代国際法システム」と、中華的な「朝貢冊封システム」は競合していた。最終的に、国家間の力関係が、「競合する法的システム」の一方の優位をもたらした。しかしながら、結果的にそうであったとしても、当時、「競合する法的システム」があったという歴史的事実はなくならない。一方の法システムだけを絶対視する根拠にはならないのである。

「版図」概念に基づく尖閣／釣魚諸島についての「歴史的権原」と、近代国際法の「無主地先占」や「領土」概念の関係については、松井芳郎(2014)が詳しく論じており、参考になる。「権原」(title)とは、「ある行為を法的に保証する原因のこと」で、例えば、「領域権原」とは、ある行為に対する当該国の領有権を基礎づける「先占」、「割譲」、「時効」、「黙認」などの事実をいう。松井は、伝統的な朝貢冊封システムが、近代国際法

システムに移行していく過程を「権原の凝固」や「置き換え」といった概念で整合的に説明しようとする。「権原の凝固」とは、「諸利益および諸関係」の総体を表現する確立した長年の慣行に基礎を置く状態をいう。^{注5)}

2つの法システムの関係を図で示すと、図3と図4のようになるだろう。図3では、朝貢冊封システムにおける「版図」影響力圏」概念を用いての、19世紀末の尖閣／釣魚諸島のステイタスを解釈した楕円と、近代西欧国際法システムによる尖閣／釣魚諸島のステイタスを解釈した楕円が、相互に排他的で、交わらずに併存している。下側の楕円は、中国政府が歴史資料に基づいて尖閣／釣魚諸島は中国の領土であるとする場合の思考モデルである。上側の楕円は、日本政府が、近代西欧の国際法システムを用いて、1895年頃の尖閣／釣魚諸島は「無主地」であり、「どの国の領土」でもなかったと主張する場合の思考モデルである。

図4では、伝統的な朝貢冊封システムと、域外から持ち込まれた西欧近代的な国際法システムが交わっている。これが何を意味しているかというと、当時の尖閣／釣魚諸島のステイタスについて、2つの法システムによる解釈が可能であっ

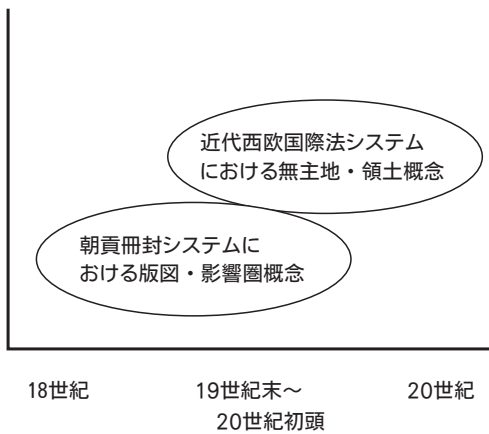


図3. 排他的な2つの法システム

たこと、別の表現を使えば、2つの法システムのいずれも、当時の現実を適合的に説明しきれなかったであろうということである。^{注6}

明治政府は、日清戦争中の尖閣／釣魚諸島占拠の事実を、閣議決定だけを根拠にして行い、国内的にも国際的にも十分な法的手続きと政治的手続きを取らなかった。ここでいう「政治的手続き」というのは、「隣国同士による交渉を通じた合意の形成」をいう。そのような手続きを取らなかった結果、明治政府による尖閣／釣魚諸島占拠を、中国政府は「窃取」と表現する事態が生じて現在に至っている。^{注7}

4. 尖閣／釣魚諸島問題の今日的な発生

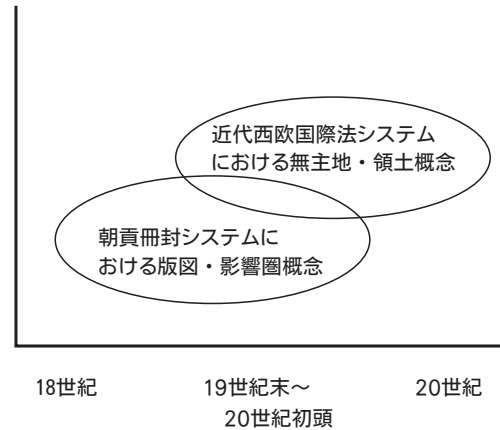


図4. 重複する2つの法システム

19世紀において、尖閣／釣魚諸島がどのような状態にあったかを検討することは重要である。しかしながら、尖閣／釣魚諸島問題の「今日的な発生」は、1971年6月17日の沖縄返還協定調印の前後である。1971年2月4日、台湾政府は当時の在台北日本大使館に、尖閣／釣魚諸島領有権についての立場を公式に伝達し、同年6月11日には、釣魚島の所有権に関する公式声明を発表している。同年12月30日に、中国政府は「釣魚島の

所有権問題に関する中国外交部声明」を公式に発表した。

これらの経過を踏まえ、松井は、国際法でいう「紛争発生日時」(クリティカル・デイト)を、以上の3つの日付のいずれかが妥当であろうと提案している。^{注8} 矢吹晋は『尖閣衝突は沖縄返還に始まる』(2013)のなかで、尖閣／釣魚諸島問題は、日本への沖縄返還をめぐるアメリカ政府と日本政府、台湾政府、中国政府の駆け引きのなかから発生した問題であるとの見方を提示している。苦米地真理(2016)は、日本政府の国会答弁を丹念に調べた結果、日本政府が尖閣／釣魚諸島の存在に気づき、領有権について主張し始めたのは、1960年代後期に尖閣／釣魚諸島の周辺海域に石油ガス資源の埋蔵可能性が指摘され、沖縄の日本返還が日程に上ってからである、と指摘している。

尖閣／釣魚諸島問題に関する筆者の見方は、総じて次のようなものである。第2次世界大戦後、日本帝国は崩壊に至るが、北方四島を含む千島諸島はソ連邦(ロシア)によって占領された。1956年に日ソ共同宣言によって国交は回復されたものの、いまだに国境の画定は行われていない。沖縄はアメリカ軍によっ

て占領され、1972年まで軍政下におかれた。1971年に沖繩返還協定が調印されたが、当時のアメリカ政府と台湾の蒋介石政府、北京の中国政府、日本政府の駆け引きのなかで、尖閣／釣魚諸島を含めた国境画定が行われなかった。つまり、当事者の間で、国境線について合意がなされなかった（つくれなかった）のである。石油ガス埋蔵問題が事情を複雑にした面もある。しかし、問題の基本的な性格は、国境画定を含む「戦後処理」が、緊張緩和はあったものの、まだ冷戦構造のなかにあった関係国の間でキチンとなされなかったということである。そして、今に至るまでそれは実現していない。

ちなみに、日本政府は国際法の「実効支配」の論理を用いて、「1895年の編入以降、尖閣諸島を平和裏に継続的に実効支配してきた」と主張しているが、これは事実にはそぐわない。1945年から1971年まで尖閣／釣魚諸島を実効支配してきたのは米軍であって、日本政府ではない。日本政府が尖閣／釣魚諸島を実効支配してきたのは、1895年から1945年までの50年間である。第2次世界大戦の結果生じた沖繩の軍事占領を、1951年のサンフランシスコ講和条約は、沖繩を日本から分離してアメリカ

カの軍政下に置くことを規定した。この米軍政を終わらせるにあたって、たまたま同時期に報告された石油ガス資源埋蔵問題と絡み合い、日本政府と中国政府（そして台湾政府）がほぼ同時にクレームしたときに発生したのが尖閣／釣魚諸島問題である、というのが筆者の理解である。

5. 紛争解決論の視点から見た尖閣／釣魚諸島問題の解決の方向について

現在、尖閣／釣魚諸島問題は解決の糸口が見つからず、袋小路に入っているように見える。紛争解決論は、従来のアプローチとは異なった視点を提供できるように思える。それでは紛争解決論からの提案をいくつか述べたい。

（1）思考を柔軟にし、互いの感情を尊重しながら、解決のための「選択肢の形成」を協働で行う。

通常人々は、尖閣／釣魚諸島問題についての「過去の事実についての解釈が異なる」から、「解決への合意ができない」と考える。紛争解決論は、「当事者の両方が公正・公平と考え満足できる選択肢を考え出すことができない」から、「解

決へ合意できない」と考えるのである。

「尖閣はどの国のものか」という抽象的な二分法の思考フレームではなく、「どの国のものでもなかったかもしれない」、もしくは「両方の国のものでもありうる」と思考を相対化する必要がある。過去の歴史的資料や地図を検討することは重要である。しかしながら、同時に、そうした資料や地図を解釈する理論モデルが複数ありうることを、双方が認め合うことも必要になる。「あなた側の見方は事実には合わない」と論破することも時には必要であろう。しかし、「そのような前提や理論モデルを用いるならば、そのように理解できるとするあなた側の見方は尊重する」とお互いに述べ合うことはもっと必要であろう。お互いの「考えや感情、利益が異なること」は自然である。そのうえで、日本と中国の未来、東アジアの未来へ向けて、どのような「解決のための選択肢」を創り出せるかを協力して考えるのである。

（2）歴史的事実と国際法の論理の両方が重要である。

尖閣／釣魚諸島問題を考えるにあたって、日本政府は「抽象的で形式的な」国際法の論理を振りまわす傾向がある。そ

のような姿勢に対しては、国際法学者の太壽堂鼎が、すでに1977年の時点で鋭い指摘をしている。太壽堂は、①尖閣／釣魚諸島問題は、法的な紛争の側面だけでなく、非法的な紛争の側面も持っている。したがって、法律論だけでは解決できない。②法律上の原理にしても、単なる「権利論」だけでは不十分で、国連海洋法条約のなかにもあるもう一つの法律原理である「衡平」の原理にも考えを及ぼす必要がある。③さらには、相手側の「感情」にも注意を払い、相手側の言い分をよく聞くことである。そして、

④お互いが、法と衡平の考慮を働かせ、問題解決のために譲り合う精神がありさえすれば、尖閣／釣魚諸島の資源を分け合うことができるだろうと述べている。

「衡平の原理」(Principle of Equity)とは、法律を具体的な事件に機械的に適用すると「不公平」や「不当」な結果が生じる場合、さまざまな事情を考慮して、当事者双方にとって「つり合いのとれるような判決」をもたらすような原則である。国際法の分野では、「北海大陸棚判例」(1969年)で示されたように、

「当事者同士が合意できるような内容を導く原理」が「衡平な原則」である。国際司法裁判所は、当事者が合意できれば、

等距離とか中間線などが必ずしも大陸棚の境界線になる必要はないこと、「衡平な原則」は「その海域によって違ってくる」ということを示した。

(3) 共通の利益を創り出し、異質補完的な利益を充たし、対立する利益を、何らかの基準に従って調整する。

日本の石油開発会社で、40年以上にわたって石油・天然ガス探鉱開発の実務に携わった猪間明俊(2005、2011)は、多くの人々が、東シナ海における資源開発の現実を知らないことを危惧し批判している。猪間によると、東シナ海の海底に埋蔵されているといわれる石油やガスは、存在の可能性が指摘されているだけで、本当にあるかどうかは掘ってみないとわからないという。また、石油やガスが見つかったとしても、どれだけあるか、また(これが重要であるが)採算がとれるかどうかもわからない。石油の試掘成功率は15%程度、油田発見率は5%にすぎない。したがって、このような高リスク・低成功率の石油開発事業では、国籍を超えた共同開発が常識である。猪間は「一本の井戸を掘るだけで何億円、何十億円もの金がかかる事業なのに失敗する確率の方が高いというのが石油・天

然ガス開発なのだ、という認識を持たない人間は、尖閣諸島を保持するべきか否かを論ずる資格はないと思わなくてはならない」とまで述べている。^{注9}

実際、猪間らは、1980年代から渤海や東シナ海、南シナ海で中国から石油開発権を得て仕事を続けていた。日中の石油関係者の間で作られた良好な関係に水を差すようなことをするのはなく、真摯な態度と誠意をもって共同開発の話を進めてもらいたいと、猪間は述べている。^{注10}

猪間は、尖閣／釣魚諸島の今後として、いくつかの具体的解決方法を提案している。

- ①日本の領有権は保持しつつ、中国と石油・ガスの共同開発をする。
- ②領有権問題は棚上げにし、日中で(場合によっては台湾も含めて)何らかの共同開発をする。
- ③尖閣／釣魚諸島を永久に共有地とし、諸島から50海里以内で沖繩トラフ以北の資源権益は、漁業資源も含めすべて折半にすることとし、相手国の合意なしには一切の資源開発や施設建造はしない。
- ④石油ではなくガスの可能性はあると見極め、急いで開発しない「ガスの海上輸送は難しいので、液化しようとするれば多大な費用が掛かる。もしパイプラインを引けば、中国本国での消費がメインになる。その場合は、日本企業はガスを中国に売って利益を得る」。
- ⑤石油やガスはあまりないだろうと割り切って、領有権を中国に渡す。これは中国との友好関係改善

に役立つだけでなく、日本にとっても遠隔の資源価値のない島嶼を防衛する費用が不要になるというメリットがある。

最後に猪間は強調する「いずれにせよ、尖閣問題はこうすることが最も国益に叶うかを多面的に考えて処理されるべきであり、偏狭なナショナリズムだけでは解決できないことと心得るべきである」。^{注11}

石油やガスの共同開発は、「共通の利益」を創り出すことである。「共通利益の実現」には、日中の軍事的衝突を避けるための「公船引き離し」や「危機管理メカニズム」などの創設も含まれる。石油・ガスの開発と漁業資源の利用のいずれを優先させるべきかで、「補完的な利益」の生じる余地が生まれる。さらには、領有権の問題、石油・ガスの資源の問題、歴史の事実を認めてほしいという感情の問題、国防費を減らしたいという関心など、それぞれ異質補完的な利益になりえる。必要ならば、そして可能ならば、尖閣／釣魚諸島の過去の歴史と未来への協力と友好を刻んだ記念碑を、いずれかの島に日中共同で建てることもできよう。

「共通の利益」を創り出し、「異質補完的な利益」を充たしても、分配の問題に關して対立的な要因（「対立する利益」）

が残る場合がある。その場合は、尖閣／釣魚諸島を何らかの基準に従って分割することもできよう。いくつかの方法が考えられる。

- ① 尖閣／釣魚諸島の5つ（もしくは岩も含めた8つの島を、等分に分割する。中露の国境線紛争をすべて「フィフティ・フィフティ」で分割したのと同じことをする。
- ② 日清戦争時に日本が併合した久場島と魚釣島を中国がもらい、日本は久米赤島とその他の小島を得る。
- ③ 日中の中間線で、海域も含めて尖閣／釣魚諸島を分割する。
- ④ 尖閣／釣魚諸島の5つ（もしくは小岩も含めた8つ）の島を結んだ線を国境線とする。その場合、島嶼そのものは「国境を分ける線」として観念される。ちょうど陸地において、2つの国を分ける、例えば「幅10メートルの国境線」を設けるように、「島そのものが国境線」となる。これによって、島が国境線のなかにすっぽりと入り、「島嶼の領有」という物理的な領土問題は消失する。
- ⑤ フランスとスペインの国境地帯にあるビダソア川の中州にあるフエザン島の例のように、尖閣／釣魚諸島を共同統治地帯とし、「主権」を半年ごとに交代する。いわば、領土を「時間的に分割する」のである。
- ⑥ 周辺海域の資源については日中で共同開発するが、尖閣／釣魚諸島の陸地は「自然保護区」として、いずれの国も領有権を主張しない国際的な共同管理地帯にする。管理は日中で（場合によっては台湾も含めて）行う。島嶼の地位は、どの国にも属さない南極のように国際条約で保証する。

上記で述べた案はほんの一案にすぎない。1978年に日本記者クラブの記者会見で、鄧小平は「我々の、この世代の人間は知恵が足りません。この「尖閣／釣魚諸島」問題は話がまとまりません。次の世代は、きっと我々よりは賢くなるでしょう。そのときは必ずや、お互いに皆が受け入れられる良い方法を見つかることができるでしょう」と述べた。^{注12}

私たちは、前の世代よりももっと賢くなることを期待されている。解決のためのさまざまな選択肢を考え出す努力を、もっとしてもいいのではないだろうか。

6. 東アジアにおける多国間会議の実現に向けて

これまで述べてきたことは、日中の二国間交渉による解決のための選択肢形成案である。しかし、最終的には、ヨーロッパにおける1975年の全欧安全保障協力会議（ヘルシンキ会議）のような多国間の枠組みによる尖閣／釣魚諸島問題の解決が望ましい。日本の北方四島、竹島の問題に加えて、中韓の蘇岩礁／離於島紛争、南シナ海における島嶼領有紛争の解決をもめざす国際会議を持つのである。このような会議は、原貴美恵（2005）

が「サンフランシスコ条約体制の不備」と指摘した「片面講和」と「領土帰属の不明示」を克服し、東アジアに新しい国際秩序をもたらすであろう。もちろん、そのような新秩序の形成にあたっては、朝鮮半島の問題と台湾問題も、何らかの形で適切な位置づけがなされている必要はある。

もちろん、このような試みは野心的であり、東アジアにおける各国の政治経済の現状や信頼関係の不足、競争的な国際関係をみると数十年かかるような目標である。しかしながら、冷戦時代の1975年のヨーロッパにおいて、アルバニアを除く全ヨーロッパ諸国とアメリカ・カナダを加えた35か国が、「第二次大戦後の国境の画定と尊重」そして「軍事演習の事前通告などの信頼醸成措置」に合意したのである。なぜ東アジアでできないことがあるのか？ 重要なことは、東アジアの国すべてが何らかのメリットを得るような、そして地域の協力と信頼、安定を高めるような「多国間体制」を創り出すことである。もしそれが成功すれば、今後100年にもわたって使える「国際的な制度的インフラ」の構築に成功することになる。その恩恵を受けるのは、私たちの子や孫の世代である。

おわりに

最後にまとめると次のようになる。尖閣／釣魚諸島問題の解決は、日中それぞれの人が、それらの島嶼の編入過程も含めた東アジアの近代史をどうみるか、戦後処理をどう理解するか、さらにポスト近代の国際社会のあり方をどのように展望するかという問題にも関係してくる。こうした根本的な問題を検討することなしに、尖閣／釣魚諸島問題をうまく解決することは難しいのではないだろうか。これまでのように尖閣／釣魚諸島の問題を「領土の奪い合い」ではなく、日中の「戦後処理」と「真の和解」を推進し進める一環として、「合意によって新たに国境を画定する問題」と定義しなおすならば、より解決しやすくなるであろう。それはまた、それらの島嶼の編入過程における当時の政府の意思決定の問題や隣国とのコミュニケーションの不十分性を検証しなおし、外交交渉によって新たな「信頼と協力関係をつくるプロセス」でもある。

〔注〕

注1 毛利和子（2017）、106～108頁。

日中関係の危機的な要因については、Reinhard Drifte（2013）も、尖閣／釣魚諸島をめぐる2013年当時の分析を通して詳細に論じている。

注2 広義の「版図」概念については、1876年に朝鮮問題について交渉した森有礼に対する李鴻章の説明が参考になる。羽根次郎（2012、113～114頁）によると、1871年に締結された「日清修好条規」第一条のなかの「両国に属したる邦土」という用語について、李鴻章は「邦土」の意味は、「土」は中国の十八省、「邦」とは朝鮮や琉球などの外藩を指す。外藩であり、外属している以上、税や政治は、これまでその国に任せてきたと、李鴻章は述べている。

注3 「潜在的係争地」の概念については、村田忠禧（2013、228頁）が、1901年～1909年にかけての東沙諸島（プラタス島）帰属問題に関行った事例研究が参考になる。村田は、外務省条約局が1933年にまとめた機密文書『国際法先例彙輯（2） 島嶼先占』の分析を通して、次のように述べる。1909年の東沙諸島の場合、明治政府は、まず英国との関わりを確認しようとして、非公式に香港政府に問い合わせた。しかし、英国側から清国に問い合わせるように示唆されたことから、領有権を主張する清国との間で交渉が始まり、最終的に日本政府は東沙諸島の領有を放棄した。魚釣島などの無人島について、明治政府は清国との関わりがあることを知っていたのだから、当然、その帰属について、まず清国側に照会すべきであった。それをあえて怠ったのは、照会すれば必ずや清国側から自国の領土である、との回答がなされることを承知していたからにほかならない。

注4 緑間栄（1984）、87～88頁。

注5 松井芳郎（2014）、7頁、139頁、113～1133頁、135～136頁。

注6 羽根次郎(2011、113～114頁)

によると、1871年に締結された「日清修好条規」第一条で、「両国に属したる邦土も、各礼を以て相待ち、聊も侵越する事なく、永久安全を得せしむべし」のなかの「属したる邦土」という用語の意味について、朝鮮問題について交渉した李鴻章と森有礼の間で解釈の違いが生じたという。李が「条約に「属したる邦土」と明記してあります。もしも朝鮮を意味しなければ、一体いかなる国を意味しているでしょう」と述べたのに対し、森は「属したる邦土」という字面がありますが、これは曖昧な言い方であって、朝鮮が属邦と明言されたことはございません。日本の臣民はこれが中国の十八省(つまり内地)を指しているものであって、朝鮮はその内に含まれていないと考えております」と反論している。それに対して李鴻章は、「ならば将来、条約を改正した時に、「属したる邦土」の部分の下に「十八省及び高麗、琉球」という文言を書き添えるべきです」と答えている。

国家間の正式の条約の条文を、李鴻章と森有礼は、異なった法システムで解釈している事例である。李と森の会談内容については、長谷川精一「森有礼・李鴻章の会談をめぐる考察―外務省資料と中国側資料の比較を通じて」(PDF論文)のなかに、議事録の一部が載っており、参考になる。

注7 明治政府による尖閣／釣魚諸島の取得の経過については、村田忠禧(2013、2015)が、豊富な一次資料に基づいて緻密な実証的分析を行っている。村田(2013、228頁)は、「当時の『官報』をいくら調べてみても、本件「尖閣／釣魚諸島」に関する公示文を見いだすことができない。清国に対して秘匿していただけでなく、自国民に対しても明らかにしていなかった。清国との戦争で大勝利を収め、いまや台湾を

首尾よく手に入れるなど、『戦果』の確保に精神を集中していた明治政権にとって、このような小さな無人島の扱いなどどうでもよかったのであるが、新領土取得の手続きとして、重大な瑕疵が存在していたことは事実である」と指摘している。明治政府による尖閣／釣魚諸島編入の過程に関する村田の研究は、実証的で緻密なものであり、容易に他の追従を許さない優れた研究である。尖閣問題を論じる場合の必読文献である。

注8 松井、前掲、13頁。

注9 猪間明俊(2011)、41頁。

注10 猪間(2005)、46頁。

注11 猪間(2011)、44頁。

注12 矢吹晋(2013a)、「資料5 鄧小平・日本記者クラブ会見記録(尖閣部分)」、47頁。

参考文献

- 井上清『尖閣列島』第三書館、1996年。
猪間明俊『東シナ海資源・共同開発が唯一の道』『軍縮問題資料』、2005年7月号、42～46頁。
「資源開発の立場から見た尖閣諸島問題」『世界別冊 新冷戦ではなく共存共栄の東アジアを』岩波書店、2011年、36～44頁。
奥原敏雄「尖閣列島の法的地位」PDF季刊「沖繩」第52号、1970年。
芹田健太郎『日本の領土』中央公論新社、2010年。
太壽堂鼎「領土問題―北方領土・竹島・尖閣諸島の帰属」『ジュリスト』674号、1977年、53～59頁。
苦米地真理「尖閣諸島をめぐる「誤解」を解く」日本僑報社、2016年。
名嘉憲夫「領土問題から「国境画定問題」へ」明石書店、2013年。
羽根次郎「尖閣問題に内在する法理的矛盾」『世界』2012年11月号、112～120頁。

原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点』溪水社、2005年。

原田禹雄『尖閣諸島琉球冊封使録を読む』榕樹書林、2006年。

松井芳郎『国際法学者がよむ尖閣問題』日本評論社、2014年。

緑間栄『尖閣列島』ひるぎ社、1984年。

村田忠禧『尖閣列島・釣魚島問題をどう見るか』日本僑報社、2004年。

『領土問題の起源』花伝社、2013年。

『資料徹底検証 尖閣領有』花伝社、2015年。

毛利和子『日中漂流』岩波書店、2017年。

矢吹晋『尖閣問題の核心』花伝社、2013a。

『尖閣衝突は沖繩返還に始まる』花伝社、2013b。

『補論2 喉の小骨と化した尖閣紛争』『中国の夢』花伝社、2018年、182～206頁。

山田慶児『海路としての「尖閣諸島」』SURE、2013年。

Dritte, Reinhard (2013). "The Senkaku/Diaoyu Islands Territorial Dispute between Japan and China: Between the Materialization of the "China Threat" and Japan "Reversing the Outcome of World War II"? (UNISCI Discussion Papers, No. 32, May).

筆者(なか)のつづ

そのほかの著書『地域分権―改革と課題』(共著、山川出版社、2003)、『紛争解決のモードとは何か』(世界思想社、2002)、『Predicting Outcomes in United States-Japan Trade Negotiations』(Quorum Books, 1996)など。

引揚者となる人たちと歌の場面

―外地居留時、抑留時、避難時、引揚船内で、そして戦後日本社会で

そのとき歌い、そのとき聴いた〈そのI〉

藤川琢馬（会員）

2016年は、組織的な引揚げが開始された昭和21年から数えて70周年に当たり、満蒙との関係が深い本国際善隣協会が、「引揚70周年記念の集い」を10月20日東京・銀座にて開催したことは、記憶に新しい。私はこの引揚げイベント開催に、実行委員の一人として係わらせていただいた。その機にふと、「引揚者と歌」という観点を着想し、引揚者となる人たちの外地居留時や引揚げ時、また引揚げ後戦後社会において彼らが体験した場面場面で、歌がどう係わったか、歌を通じて彼らの想いに触れることができないだろうかと考えた。しかし敗戦の結果、最も過酷な運命に立たされた満蒙、樺太、北朝鮮などからの引揚者に、引揚げの過程において歌で慰められた、あるいは歌

に興じたような状況があったかどうか、逃避行の途上、避難生活の場、あるいは引揚船内で、せいぜい、心を休めるわずかなひとときでもあったとすれば、唱歌や流行歌など、慣れ親しんでいた歌の断片を口ずさむ程度のことであつたらう。引揚げや引揚者に係わる後年になって作られた歌はあるが、“そのときに”歌が生まれたということとは考えられない。それに対して、たとえばシベリア抑留者などの場合は、その過酷な抑留生活のなかにあっても、集団が生き延びるうえで歌が一定の役割を果たしたことは、証言され記録されている。彼らの場合には、歌が生まれ、歌われ、伝播される日常と集団とがあった。最もよく知られている例は「異国の丘」であり、収監者の場合

は「あゝモンテンルパの夜は更けて」である。これら抑留・収監時に生まれた歌は、まさにそのときその現場で、その当事者たちによって歌われた、彼らの想いを表現する貴重な証言であり、歌によって人々の共通の記憶が残されている。

一方、引揚者の帰還を待ち受ける国内（内地）では、「かえり船」や「岸壁の母」が歌われた。「かえり船」の歌詞の内容は復員や引揚げを特定していないが、故国への帰還に涙する男子が歌われている。復員者・引揚者は内地でこの歌を聴いて涙したであろう。レコードが発売された昭和21年11月の、その年末までに、500万人を超える復員・引揚者の帰還があった。

本稿では民間引揚者だけでなく、一部民間人を含めた将兵たちの抑留帰還者や

収監されていた人々とも合わせて対象とした（復員と引揚げの表記に関し、1948年、邦人の帰還に関する業務が、厚生省外局引揚げ援護局に統一されて以来、将兵の帰還者・民間人帰国者とも、引揚者と総称されるようになった。本稿ではその経緯からして使い分けをすることが多いが、必ずしも厳密ではない）。

引揚者や抑留帰還者が祖国の地を踏んだとき、彼らの多くにとって、「焼け跡に流れる」「リンゴの唄」が、まず耳に入ってきたであろう。終戦後2か月も経たない昭和20年10月10日、映画「そよかぜ」が封切られ、21年1月、挿入歌「リンゴの唄」のレコードが発売された。このすばやい取り組みは、庶民が如何に娯楽に飢えていたかという状況のなかで、束縛から解放された製作者たちと庶民の、エネルギーのほとばしりを感じる。しかしある席で、この歌に対する、内地の人々がまず感じたであろう戦後の明るさと解放感とは違って、違和感、さらには怒りを覚えたという満洲引揚者の言に私は接し、驚いた。引揚者たちの、終戦後引揚げに至るまでの体験は、内地においても多くの人が空襲に遭い、家族と死別し、死と隣り合わせの苦難を経たという体験と、苦難においては同様であっても、それぞれに異質な面

があり、両者が遭遇する時間的・空間的な差異と異質の体験は、同一の歌に対しての受け止め方を全く違ったものにしたということを知ったのは、ショックであった。しかも、このような感情をいだいた引揚者は一人だけではないことを知った。彼らの、引揚げ時や引揚げ後の辛苦に想いを致さず、私は世間的常識をそのまま口にしたのだった。本稿の主題を着想したのは、このときのショックが心底に潜んでいたからだったと、あとになって気づいた。

昭和21年までに510万人、22年までにさらに74万人、23年までに30万人、累計614万人（厚生省援護局）が引揚げてきた。国内（内地）の誰もが生きることに必死であった戦後2、3年の間に、何百万人も引揚者・帰還者が割り込んできたのであるから、彼らは歓迎されざる立場にあった（さらに自然増、すなわちベビーブームが人口増に輪をかけた）。身一つで、持ち帰った財産は何もなく、住む家もなく、厄介ものであった彼らや子どもたちのなかには、貧困、居住地域や言葉づかいの違いなどによる、社会からの差別があったことが記録されている。しかし引揚者たちは、生き抜くうえで内地の社会に同化していかなければならなかった。一方で、引揚者たちは同郷と同

窓の組織を作って精神的拠りどころとし、相互扶助を行った。彼らのなかには共通の境遇と文化があり、そこにおいて、歌は大きな役割を果たした。むしろ歌を通じて、共通のアイデンティティーを確認し合ってきたといえよう。さらには、引揚者が戦後文化に影響を及ぼしたことも、研究されている。

関係する歌について記述する前に、やはり順序として「引揚げ」について、それに至る全貌をとらえておきたい（表参照）。その全貌は、わが国のたどった近代化プロセスのなかにある。引揚げの事態に至るその具体的出発は、樺太・千島交換条約による領土確定後の、日清・日露戦争などを契機とする領土・権益の獲得からであり、諸々の植民地経営や外地体験を経て終戦に至るまでのプロセスは、わが国の進路の選択である。したがって、引揚げを引揚者だけのテーマにとどめておくわけにはいかない。

引揚げを余儀なくされるこの過程の、種々多様な事件・事象はすべて引揚げに向けて収斂する。敗戦Ⅱ引揚げという事象は人をして国をして、それまで積み重ねてきたはばすべてのことを断絶させ、人にはただ良きにつけ悪きにつけ思い出として、国には歴史としてのみつながつている。

表 引揚げに係わるプロセスと事象

領土・権益獲得 →	植民地経営・外地生活 →	敗戦・引揚げ →	引揚者の戦後
樺太・千島交換条約 (1875)	行政近代化・傀儡統治	米ソ・国共情勢	国内受入れ態勢
日清戦争→台湾獲得 (1895)	植民・移民政策	現地定着方針	再植民
日露戦争→樺太獲得 (1905)	(満蒙開拓団・青少年	逃避行・難民化	引揚者文化
関東州租借	義勇軍・大陸花嫁)	ソ連軍侵攻・惨劇	引揚者組織
鉄道権益獲得	治安・衛生・インフラ	避難生活	補償問題
日韓併合 (1910)	殖産・産業移植	抑留・留用	残留孤児・婦人
委任統治→南洋諸島 (1922)	教育・人材育成	家族離別	遺骨収拾
満洲建国 (1932)	文化・啓蒙活動	送り出し	慰霊訪問
日中戦争 (1937)	異文化接触	内地との情報断絶	引揚文学
太平洋戦争 (1941)	大東亜思想	民族・人口大移動	戦後復興
	一等国民・閉鎖社会		
	植民地人内地流入	参考：ドイツの場合	

(藤川琢馬『引揚者と歌の場面』(2018))

外地から帰還した人々は一括して「引揚者」として束ねられる。そして引揚げ後戦後社会のなかに拡散し、時代の推移とともに薄まり消失したかに見える。およそ

120年前の出発はすでに歴史となり、引揚げもすでに歴史に入りつつあるが、残留孤児や残留婦人などの問題は消え去ったわけではないし、慰霊訪問、遺骨収拾には終わりが無い。引揚者が持つ、引揚げという共通の記憶は、引揚者のみならず、現在に至るわが国の体験として記憶にとどめておかねばならない。

私が対象とする歌はこの表のそれぞれのステップと領域に係わるものである。すなわち、引揚者となる人たちの、外地生活時、敗戦による逃避行や避難生活時、あるいは抑留・収監時、さらには引揚げ船内で、そして戦後日本社会のなかで、歌い、聴き、出会った数々の歌である。また本稿が対象とする人たちは、復員も含めて主には「引揚者となる人たち」であるが、材料は少ないものの大陸に残留したり終戦前に帰国した人たちなど、外地生活の体験者も対象に加えたい。

私は、これらの歌を収集しようとしたとき、引揚者である知人に当たる以外、引揚者に広く聴き取りを行える立場にはない。そこで、多くは自伝、手記、歌謡史などの書籍やWeb情報、市販CDなどにおける記述から「証拠」材料を収集した。歌詞しかわからず曲譜や音源が揃えられない歌も多くあった。私が所蔵す

る資料の多くは、満洲国官吏であった父から引き継いだものである。引用は満洲関係が多く、バランスを欠くものとなっていることは否めない。

私は150曲を越したこれらの歌を集め、『引揚者と歌の場面』と題し編著を施した。以下は本著の一部を手直したものである。これらの歌のなかには「懐メロ」として親しまれているものも多くある。それ以外にも、お目通しいただくことによって、懐かしく思い出される歌もあるであろう。

1. 北の果てにあつて想うは故国

昭和21年9月から10月にかけて、なかにし礼(本名中西禮三)氏一家は、避難地哈爾濱から貨物車、無蓋車を乗り継いで、15日かかって葫蘆島に着く。その間礼氏は、同じ貨車に乗っていたある中年の男が月明りの下に吹く、ハーモニカの音に耳を傾けた。「青春日記」「高原の旅愁」「マロニエの木蔭」「旅の夜風」「上海の街角で」「人生の並木路」。泣くな妹よ 妹よ泣くな……。温和しく聞いていた人たちは低い声で唄い出した。一人、二人、三人……。やがて、低く、うめくような声の大合唱となったが、それは、そのまま長く連なった、汽車全体の

すすり泣きに変わっていった。私も一緒になって歌った」。

中西家は満洲・牡丹江で酒造を中心に手広く事業を行っていた。それが、昭和20年8月11日、突然ソ連軍数十機が牡丹江を爆撃し、庭で遊んでいた7歳の禮三坊やは、爆風で吹き飛ばされた。その日の夜、一家は軍用列車で牡丹江を脱出し、戦闘機から機銃掃射を受けた地獄絵図の逃避行の末、丸三日半かかって終戦の日の朝、哈爾濱に着いた。禮三は9月の誕生日で8歳を迎え、13か月の避難生活が始まった。

礼氏は自伝において、一家が牡丹江に居住していたとき、家に客がよく集まり宴会となつて、満洲に生きる人たちが望郷の想いを込めて歌つたと記し、「緑の地平線」「無情の夢」「小さな喫茶店」「野崎小唄」「大江戸出世小唄」「むらさき小唄」、そして「国境の町」を挙げた。♪^{（そら）} 櫓の鈴さえ淋しくひびく 雪の曠野よ 町の灯よ」。「この歌を唄うと必ず泣き出す大人たちの心の中はわからなかったが、歌の持つ力の不思議さはこの頃から感じていた」と述べる（『翔べ！わが想いよ』）。

外地に住む人たちが日ごろ何の歌を歌っていたかということになると、具体的にその記録を見出すのはそれほど容易では

ないし、それ以上に、彼らがとくに何の歌を歌って感傷に浸ったかを、具体的に示す資料は見出しにくい。音楽に早熟であったに違いない著者であるからこそ、8歳の子どもであっても、礼氏をよく記憶し、記述してくれた。

大陸もの、国境もの、曠野もの、あるいは幌馬車ものと呼ばれる最初の流行歌は「さすらいの唄」（大正6年、♪行こか戻るか オーロラの下を〜）といわれる。「国境の町」はそれと同じ曲調を感じさせる。7年間満鉄に勤務した東海林太郎に、満洲の歌は相応しい。東海林太郎のやや生硬な歌唱は、凍てついた殺伐さをいっそう感じさせ、そうであればあるほど、柔和で優しい日本に対する望郷の思いは募ってくる。満洲が建国されて2年、多くの日本人が辺境の地へと移り住んだ。戦後、満洲引揚者たちの愛唱歌No.1でもあろう。

2. シベリア抑留スタートとなった 悲哀の歌

突然のソ連軍による空襲を受けたなかにし礼氏一家が昭和20年8月11日牡丹江を脱出し、哈爾濱のホテルに避難したことは前述した。その地でもソ連兵による略奪・銃撃に遭い、「その際死ななかつ

た日本の男たちは、軍人も民間人も、腰を縄でつながれ、頭に両手を乗せて、外に待つシベリア強制収容所行きのバスに、豚や羊のように押し込まれる。それでも彼らは歌をうたっていた。日本男児と生まれ来て……。大声で泣いているような歌だった」（『同上』）と記された「戦陣訓の歌」は、昭和16年1月陸軍大臣東条英機が示達した訓令（陸訓一号）の副産物であった。レコード各社から同名異曲のレコードが出されたが、梅木三郎作詞の歌が広く普及した。戦争が膠着状態となつて長期化し、軍隊の士気が緩んできたので、軍人としてとるべき行動規範を示したものであった。

このなかの「生きて虜囚の辱^{はづかしめ}を受けず」の一節は、軍人の玉碎・民間人の自決を勧めるもので、罪は重い。しかし、レコードが出され一般の人々にも普及したからには、歌が必ずしもお仕着せだけだったとはいえない。虜囚となつてしまった彼らは、歌を叫ぶこと以外、現実に対処するすべがなかったであろう。

「戦陣訓の歌」については、澤地久枝さんの記述もある（『14歳（フォーティーン）』）。昭和20年7月10日、吉林高等女学校3年生の澤地さんは、長野県出身者なる水曲流開拓団での、1か月の泊り

込み動員を終える。この7月5日には、関東軍は図們、新京、大連を結ぶ三角地帯を絶対国防圏とし、あと三分の二の満洲は放棄した。8月9日のソ連軍参戦からほどなく、通化方面に増強されるはずの軍隊が貨車で南下し、吉林で降ろされた。19日ソ連軍が入場し、関東軍は武装解除を命じられる。ソ連兵にマンドリン銃を突き付けられ、隊伍を組んだ日本兵は「戦陣訓の歌」を歌って、著者たちの視界から去っていく。シベリア抑留である。かたや哈爾濱、かたや吉林で、「戦陣訓の歌」は、シベリア抑留スタート時の歌となった。心を奮い立たせる歌よりは、絶望感に打ちひしがれた情景を描写する歌になってしまった。

3. シベリア抑留の苦難のなかで

シベリアからの復員軍人中村耕造は、昭和23年8月1日のNHK素人のど自慢で「異国の丘」を歌い、合格の鐘を鳴らした。「これはどういう歌ですか」と質問するアナウンサーに、「シベリアに抑留されている日本人が苦難の日々を耐えて、生き抜くために作った歌です」と答えた。それをラジオで聴いていた作詞家佐伯孝夫はNHKに駆けつけ、中村耕造と契約し、翌9月には、竹山逸郎との共

演でレコード化された。中村は翌年、近江俊郎と「ハバロフスク小唄」も出した。作曲者吉田正（1921-98）は、「異国の丘」の原曲「昨日も今日も」について述べる（自伝『生命ある限り』）。

それによると、昭和18年の夏、秋ごろ、所属する連隊の満洲・大興安嶺での演習の折、突然の盲腸・腹膜炎で入院、そのときふと浮かんだメロディーに自分なりの歌詞をつけて作ったものであった。入院中に所属の部隊が南方ペリリュー島へ転進、玉碎したのに対し、吉田は免れた。この「昨日も今日も」のメロディーに、同じくシベリア抑留兵の増田幸治が、「俘虜の歌へる」という詩を作って当てはめた。これが、「異国の丘」という題名でシベリア各地の捕虜の間に広まっていたことを、吉田は帰還後に知った。収容所から4、5キロある作業所までの道のりの苦しみを紛らわす自班の労働歌で、抑留兵たちの心の叫びだった。

中村耕造は、「異国の丘」の歌詞の第一節に表現された苦難について語っている（『占領期 生活世相誌資料Ⅲ』）。

「シベリアの寒さに、生きていく気持さえ失いかけ、満たされない腹を抱えてどぶ鼠のように、炊事場の裏に棄てられた野菜くずや腐ったもの、松の皮から犬猫

蛙や蛇の類まで、血眼になってあさり尽くし、次第に暮れかかる異国の丘に、誰ひとり口を利くものはなく、聞こえるものはかちん、かーんと伐採する斧の音ばかり。いつになったら還れるのだろうか、どこからともなくデマのような本当のようない話が、あぶくのように出ては消え、消えては出てゆくけれども、一つとして本当の話はなかった。辛いから苦しいからと、なき面ばかりしているわけにはいかず、ときおり落語・歌謡曲などの演芸会を催しては、忘れ果てた笑顔をお互いにさぐり合う。お国自慢の歌を唄い踊っているうちに、またしても想い出されるのは故郷のこと、ひょうきんな踊り手の目頭にきらりと光るものをみつけると、一座の胸にじーんと忍び込む郷愁……。『異国の丘』は全国の留守家族の紅涙を絞った。と同時に、後述のようにこれほど「替歌」を生んだ歌もない。単なるヒット曲ではなく、ヒット曲であるがゆえに、庶民がはけ口を求める格好の対象で、歌はまさに当時の世相を表すものであった。

4. 引揚船内で上陸港で、引揚者を慰めたいと

引揚船といえど興安丸がまず頭に浮か

ぶが、輸送船がないなかで、ある駆逐艦が引揚げの任に当たった記録がある。太平洋戦争の開戦以来数々の海戦を潜り抜け生還してきた駆逐艦「雪風」の航海長中垣義幸氏による記述である（半藤一利編『太平洋戦争 日本軍艦戦記』）。

「雪風」は昭和15年竣工であったため、艦体は最高の材質をもって造られていたが兵装や航海計器が旧式であった。終戦後の9月15日、「特別輸送艦」に指定され、外地にある軍人・民間人の引揚げ業務に当たった。同艦は、昭和21年2月から12月まで3万8700海里を航海し、1万3000人の人員を輸送した。葫蘆島からの満洲引揚げ輸送では、着のみのままの疲れ切った引揚者に接し、ただ悲惨で屈辱的であったと振り返る。

回を重ねた葫蘆島行きで状況がわかってきた乗組員たちは、引揚者を慰め、元気づけるために工夫を凝らしたが、みなで合唱した「復員者歓迎の歌」は、聞く者も歌う者も懐かしく当時を思いださせるだろうという。

復員者歓迎 雪風の歌

1 皆さん永永 ご苦労さん
 迎えに来ました 雪風が
 故国の便り 満載し
 万里波濤の 浪蹴って

3 春が来ました お国には

今頃桜の 季節でしょう
 家じゃ父さま 母さまが

6 きっと待ってる 指折って

いばらの道は 遠けれど
 つねに雄々しい 希望もて

君等の鍛えし 心身を

捧げよ祖国の 再建に

（作詞 主計長高橋榮）

引揚者を迎える歌ではほぼ必ず、帰国したら祖国の復興に力を合わせようと呼びかけ、敗戦で憔悴きった人たちを元気づけている。同書によると「雪風」は、昭和21年12月30日「特別保管艦」134隻のなかの1隻として指定され、連合国側へ賠償として引き渡された。さらに昭和22年7月、米・英・ソ・中国の4か国でくじ引きの末、中国（台湾）の所有となった。昭和41年、日露戦争の戦艦「三笠」とともに、帝国海軍の現存する最後の1隻となった「雪風」を永久に保存したいという返還運動が起こり、運動は大きく膨れ上がったが、昭和44年夏、台風により艦底破損して沈没、高雄市でスクラップとなった。しかし、「雪風」の錨と舵輪が中華民国から「雪風保存会」に返還され、そして海上自衛隊に寄贈された。葫蘆島引揚者全体100万人強のなかで

はごく一部ではあるが、「雪風」引揚者はこの歌によって慰められたであろう。

昭和21年10月、当時国民学校5年の三木卓氏（1935）はその自伝小説で、引揚船における演芸会について記述する（『裸足と貝殻』）。

「葫蘆島から博多に入港して、一週間経っても投錨したままで上陸させられず、その間、船員たちの音頭取りで歌謡大会が催されることになった。船員によるにわか楽団が演奏したのは『鈴懸の径』であった。次いで、日本で流行っている歌として『どうじゃね 元氣かね』と怒鳴ったというが、これが歌い出しだという。最後に『ズンドコ節』で、聴衆も一緒になって、リフレインを唱和した」。

主人公豊三少年は「鈴懸の径」は好きな歌だったが、「どうじゃね 元氣かね」が流行っているようでは日本にもあまり期待はできそうにない、と思う。マドロス楽団が引っ込み、はじめはためらっていた聴衆が一人、また一人と出てきて、芸を披露した。「緑の地平線」「並木の雨」「一人は若い」「男の純情」「旅姿三人男」広沢虎造「石松三十石船」。歌謡大会は毎晩の行事になった。

「どうじゃね 元氣かね」（楠木繁夫歌、♪どうじゃね 元氣かね しっかりしっか

りやりなされ」は、東条英機の口ぐせだった。太平洋戦争緒戦の優位は、早くも昭和17年6月、ミッドウェー海戦で挫折、以降、太平洋での制海権・制空権を失い、劣勢に転じてゆく。国民がただしく状況を知らされていないときに作られた、本当は苦しい紛れの冗談音楽でしかなかったこの歌も、敗戦後の引揚船のなかでは役に立っただろうか。

「昭和21年10月18日の昼前、いよいよ上陸。豊三少年の一家は、30メートルほどの高さのある舷側から、船腹に沿って斜めに取り付けられている鋼鉄のタラップを降りてゆく。小児まひで左脚が不自由な豊三は、船員におぶらされて下船する。そして、粗末な木造平屋建ての宿舎（収容所）に入ると、大きな筆の字で、〈引揚者のみなさま、お歸りなさい。長い間ご苦労さまでした。上陸最初の一晩をここでゆつくりお過ごし下さい〉と書かれた模造紙が貼られていた。さらに行くと、また大判の模造紙に歌の歌詞が書かれていた。「故郷の廃家」の一番であった」。

故郷の廃家

幾年ふるさと 来てみれば
咲く花鳴く鳥 そよぐ風
角辺の小川の ささやきも

なれにし昔に 変らねど
あれたる 我家に
住む人 絶えてなく

（作詞 犬童球溪）

「豊三はその歌詞をいくども繰り返し読み、感動が体のすみずみにまでひろがっていくのを覚えた。……中国の広野をさまよう旅をしていたあいだ、一度も出会わなかったやさしさだった」。

5. パラオ引揚者が持ち帰った歌

パラオ引揚者からの聴き取りを行った研究（島村恭則編『引揚者の戦後』）において、李建志氏（関西学院大学社会学部）ならびに齋藤由紀氏（大阪国際大学国際教養学部）は、日本が終戦となったとき、現地日本人が強制的に覚えさせられたという歌を記述している。以下同書による。

この歌は、昭和21年2月8日アメリカのLST（揚陸艦）で浦賀（横須賀市）に引揚げた久保松雄さん（昭和10年パラオ生まれ）が紹介した。当時日本政府は、国内の食糧難を解決するため、元軍用地などを開拓させる「緊急開拓実施要項」（昭和20年11月）を定めていて、久保さんらはその要項に則って、のちに宮崎県小林市環野地区に入植した。この歌は環野の人なら誰でも知っているが、日本に

還る船に乗ってからは「歌えなくなり」、それ以降歌わなくなったと久保さんは述べる。著者はまた、沖縄・那覇で聴き取り調査を行ったとき、パラオからの沖縄引揚者Aさんが歌ってくれた歌と同じだったと述べる。歌詞は、屈辱の8月15日を忘れるなどいい、2番では、これを糧に国家再建を果たしていこうと呼びかけている。敗戦国民がなぜこのような歌を歌ったかという点、パラオでは終戦時の治安維持のため、旧日本軍が米軍により邦人の管理を任せられ、軍人が現地召集の教員に歌を作らせたと推測され、現地住民が指導されたことによる。

私は著者に、この歌のメロディーを知りたいとお便りしたところ、幸いなことに便宜を与えていただいた。2016年8月30日、宮城県蔵王町の入植地を訪問する機会を得、同行してくださった。当地は小林市環野とは別の開拓地で、南洋のパラオに対して北の「北原尾」と名付けられ、現地名は遠刈田温泉字北原尾である。この歌は北原尾への入植者にも伝わっていたので、パラオでは広く歌われた歌だとわかる。

あゝ、八月十五日

1 大和民族絶やそうと
仇がついに落とした原子弾



「引揚者と歌の場面」を紹介した朝日新聞神奈川版記事（2018年3月24日）

友よ伝えよ子々孫々に
屈辱の日の血の涙

2
お忘れとなるか八一五
戦は既に終わったけれど

武器なき戦はこれからだ
共に生きようわれらの世界

国家再建なる日まで

お忘れとなるか八一五

（2002年3月27日『宮崎日日新聞』掲載）

パオ引揚者に関連して、朝日新聞記事の1枚の写真について記しておきたい。それは2018年3月24日付朝日新聞神奈川版「神奈川の記憶104」で、私の研究『引揚者と歌』を紹介したものである。記事にある写真には次の説明が付さ

れている。「1946年2月、全国巡幸の皮切りに神奈川県を訪れた昭和天皇は、横須賀で引き揚げ者の施設を視察した。造船所の宿舎を転用し1800人が収容されていた」。

私は、この写真はパオ引揚者らの収容所光景ではないかと直感した。そうであれば、私の執筆内容の一点を例証する写真である。私は、写真の裏に含まれる事実を確認した。

前記『引揚者の戦後』によると、南洋群島の一般住民の引揚げ第一陣は600名で、昭和21年1月25日米軍のLSTにより浦賀に上陸した。浦賀上陸後の彼らは40数日間収容されたのち、各地の開拓地に入植するか、あるいは親類・縁故を頼って全国に散っていった。北原尾地区（宮城県蔵王町）への入植者は昭和21年3月29日第一陣男子38名が現地に到着した。第一陣の出発が環野地区（宮崎県小林市）とほとんど同じ時期だった。

著者李氏が記述した文中のNさん（1941年パオ生まれ）はのちに北原尾に入植したが、浦賀に天皇が訪問されたときのことを記憶していて、これは環野の人たちの記憶とも一致する。Nさんは父親に頭を押さえられ、頭を下げるように言われたが、「戦争に負けて、謝るの

は天皇なのに、なんで頭を下げさせられるんだらう」と思ったという。

同書には天皇の巡幸が具体的に記されている。「浦賀の収容所はある朝、屋外に整列させられた。当時6歳の館下剛さんは、首の回りに真綿を巻いて一番前で寒さに震えていた。雪が降ったと記憶している。『よく帰ってきたね』、眼鏡を掛けた小柄な男性が館下さんの頭をなでた。施設を回っては引き揚げ者を激励していた昭和天皇だった」。館下さんは、「神と教えられた人が目の前にいて大人はひどく緊張していた。両親はずっと『あのときは涙が出たね』と話していたものだ」と振り返る。

前記のNさんは、齋藤氏による記述のなかの引揚者二世・長尾英男さんで、父長尾嘉男さんは昭和8年4月8日南方発展を志し、家族とともにパオ島の朝日村に入植した方である。英男さんは、「自分はまだ幼かったので天皇のことはわからなかったから、父親から頭を下げろとこつんとたたかれた」と私に話してくれた。この1枚の写真は戦後の象徴天皇とともに、パオ引揚者の存在を目に見える形で歴史のなかに登場させた。

（つづく）



古民家の新しい形

編・訳 上松玲子

近年、北京の旧市街地では伝統住居の四合院を改装した民宿が多くファンを集めている。ほとんどが四合院全体が独立した宿泊空間だが、西城区什刹海畔銀錠橋胡同7号に昨年秋季試験開業したのは四合院の半分は従来からの住居で、半分は民宿、中庭は共用という共生院という様式だ。ここは清朝時代から続く四合院が残る場所。什刹海のランドマーク銀錠橋からわずか50〜60メートル、北へ行けば、

前海、後海、煙袋斜街の喧騒、南に行けば古い町並みが続く。設計を担当したのは90年代生

まれの王軻さん。彼女は木彫の窓枠や「隔扇」「廊心牆」など古代建築の伝統的な要素を残し、インテリアは中国風にする一方、トイレや浴室は最新の設備にして快適な空間にした。彼女は什刹海地区で30か所ほどの民宿の設計を手がけたが、共生タイプはこれが初めてだそうだ。

入口の右手民宿エリアには、「山水」「水墨」など洒落た室名プレートが掛かる。左手は住居エリアで現在3世帯が暮らしている。小さな鉄の扉で区切られ、「立入禁止」と書いてある。共用部分には2つの雰囲気混じり合う独特の空気が漂う。中庭に張られた2本の物干しロープの片方は民宿の煉瓦の外壁に、もう片方は民家の窓の上に繋がれ、天気の良い日は住民が布団や枕を干す。民家の壁には繋がれたニンニクが掛けられ、生活の息吹が感じられる。朝早く出かけるときは市場帰りのお

年寄りに出くわす。

これまで70組ほどが利用した。往年の北京を味わいたくて選ぶのだそうだ。ネットでの評価も他の民宿に劣らない。「後海周辺を散策し、住民とおしゃべりをして往年の北京の住人になった気分を味わった」「他の場所では味わえない趣がある」。住民の側も、煉瓦は修理され、消防や照明設備、電子ロックキーまで付けられるなど、民宿への改装で公用空間は快適になったと喜ぶ声もあるが、「落ち着かない」という声もある。

これは過渡期にありがちな摩擦だと地区の移転と改造の推進事業に携わる李森氏は言う。所謂「胡同」の質感や平屋住居様式を残しつつ、緩やかに有機的に変化することこそ、将来にわたり、この歴史的景観が保護されていく道筋にはかならない。共生院は緩やかな変化の1つだ。従来は全世帯の退去後リノベーションすればいいと考えられていたが、実際様々な理由で住み続けたいと思う人も多く、

一斉退居は難しい。人が住まなくなれば、その住居は荒廃する。そこを解決するのが共生院方式だ。将来は芸術出版社や花屋やアトリエなどの試みも計画されている。

大柵欄茶児胡同8号院は建築家張軻氏のデザインによる雑居院の1つ。中央には独立した台所があり、12世帯が肩寄せ合うように住んでいた。少しずつ退去が進み3世帯だけになったとき、張軻氏は空き家を地域の児童図書館兼活動センターに改造した。ここは毎年北京国際デザインウィークの聖地になっている。東城区雨兒胡同、前門草場胡同でも同様の試みが行われている。今年さらには共生が重要課題となり、胡同の新陳代謝が促進されるであろう。

『北京日報』2019年1月17日

生活に息づく伝統

春節前夜、北京の故宮乾清宮は久しぶりに宮中の伝統的な灯笼「宮灯」で飾られた。

北京美術紅灯廠では北京宮灯

製作技術の継承者である郭燕青氏がその報道写真を見て「よく復元されているね。現代技術で作られたようだけど」と述べた。まさに、これら116の宮灯は四川省のメーカーが木材、PVC、アクリルの素材にレーザー印刷技術を用い、3か月余の時間をかけて作ったものだ。伝統技法では陶磁器の上に絵付けをするだけでも数か月かかる。

実は北京美術紅灯廠にも故宮から話があったが短時間で多くの提灯を作るのは伝統技法では難しく、断ったのだと、退職した職人の翟玉良氏は明かす。

北京美術紅灯廠の前身は清朝嘉慶年間創業の「文盛斎灯扇画店」。北京宮灯の技術を引き継ぐ4人の職人は全て同廠の職員。57歳の郭燕青氏が最年少で、最年長は70歳を超えた馬元良氏。郭氏が同廠に入った当時、春節に北京の企業や機関の入り口に掛けられる大きな紅い提灯はほとんどが同廠の製品だった。春節前は多忙を極めたものだ。だが、今北京の街に溢

れる紅い提灯に同廠の製品は見当たらない。

郭氏によれば、同廠の製品は竹や木の土台に赤い布を貼り、職人の手作りで作られ、1つ3千元はする。一方、現在街を彩るのは針金の骨組みやプラスティックの土台、ナイロン布で作られ、ネットで1つ10数元程度で買えるものだという。

伝統技術が現代生活に溶け込み続いていくためにも、新素材、新技術を取り入れ、市場に対応し、時代と共に進歩していくべきだというのが、北京民俗学会の高巍会長の意見である。

『新京報』2019年2月1日

身分証を紛失の悲劇

金美林さんは身分証が入った財布を失くした。半年後それは広東省広州市増城区の工商行政管理局で使われ、知らないうちに彼女は広州市悦利服装製造有限公司の法定代表人になった。

1年後、彼女は要注意人物リストに名を連ねることになり、高速鉄道や高級ホテルなどの利用

ができなくなった。金さんは広州に行き権利保護を求めた。1週間後に筆跡鑑定証明を提出するように通知を受けた。あちこち回って鑑定には9千2百元もの費用がかかったという。

山東省濰坊市に住む李正坤さんも身分証を失くしたことで、日々の安寧が破られる。昨年11月に住宅ローンを組もうと銀行に行ったところ、彼の名義で会社登記されていることを知り、以前身分証を失くしたことがあることに思い至った。威海市の工商部門に掛け合い3千元かけて会社登記取消をしたが、2か月後、今度は濰坊市昌邑のある会社の法定代表人として登録されたことが発覚した。関係機関は前回取消手続き時の筆跡証明書を受理せず、また一から手続きをしなければならなかった。

中国政法大学伝播法研究センターの朱巍副主任は、個人の身分証明書について政府機関の間で情報共有されないのは、各部門の間、各部門の内部に情報の「孤島」が存在するからだと言

摘する。身分証の情報は当然厳格に保護されなければならないが、だからといって登記部門の間にこのような巨大な溝を生まなければならない。違法行為がいとも簡単にできるのに比して、権利回復には多大な時間とコストがかかり、被害者には大きな負担となっている。

今年の初め、国家市場监督管理局の公式ホームページで、同総局登記注冊局は苦情に答える形で、他人の個人情報盗用を防ぐため、国が現在身分認証システムを構築中であることを明らかにした。だが、朱氏はこのシステムが工商部門の主導で作られるのであれば、新たな情報の孤島になるだけではないかと危惧する。その上で、公民の身分証情報などが使われた際には、行政部門は本人に通知する責任があると指摘する。営業登記や結婚などの手続きに個人情報が使われた場合は携帯電話などで本人に知らせ、公民の知る権利を確保すべきだというのだ。

『中国青年報』2019年2月1日

コラム

《腰折れ文》二十、

渡邊澄子（会員）

ホワイトハウスへの請願署名は目標の10万筆に対して、私の一筆も含む21万超筆集まったが米大統領は無視。直接民主主義の手法による単一争点で行われた沖縄県民投票は、五市の自民系議員と首長によって拒否固守姿勢を続けたが、住民の要望の強さと二択を三択にしたことで全県民投票になった。

二択の方がわかりやすかったのに。結果は反対が72・15割、賛成は19・1割。おおっ！投票率も50割を超え、拒否した五市も反対が圧倒的多数だったことを知り、思わず快哉を叫んでしまった。事前世論調査（沖縄メディア合同）では投票に行くが男92・3、女95・5割だったが、どんなに反対しても政権の強行は不変、足を運ぶのは徒労と考える人の諦めムードによつて投票率は今ひとつだったが拒否した五市も含めて全市の過半

数が反対に投じたのだ。民意が明確になった。この結果に米メディアは「新基地、県民拒否」と報道し、NYでは移設反対のデモがなされたというのに、当事者の日本政権は投票日も埋め立てを続け、基地建設推進方針は改めないと断言している。日本の民主主義は地に落ちた。

「税を追う」（東京新聞）は目を開かせてくれる企画だが、想定外だった軟弱地盤は90分に達して7万本以上の杭を打ち込む地盤改良工事は技術的に世界にも例がないばかりか、防衛省の3500億円以上という曖昧な建設費予算の算定は、県の試算では完成まで13年以上、工費2兆5500億円になるといふ。普天間の早期返還は不可能だろう。安倍氏も菅氏も確かもせずに平然と嘘を言う。珊瑚は移植済みとか、琉球新報の

カラー写真から赤土混じりは歴然なのに確かもせず、事実誤認と決めつけての女性記者への権力抑圧は女性下位視・差別である。心配でハラハラするが環境破壊も進行している。

為政者の頹廃ぶりは目を覆いたくなる。遅刻なんて何のその、口にするのも書くのもためらわれる破廉恥を分らないようにやればいいのに、とは恐れ入る。

延々と続き、こんがらがって訳が分からなくなってしまうほど新事実が次々に出てくる統計不正問題は、厚生労働省一省の問題ではない。アベノミクス成果を演出するためだろう官邸の関与も取り沙汰されている。モリ・カケ問題にも繋がるだろう。長期政権の腐敗墮落は目に余る。その典型例は安倍氏のトランプ氏のノーベル平和賞推薦状をノーベル賞委員会関係者に送っていてそのコピーをトランプに送っていたことだ。「日本を代表し、敬意を込めて推薦した」と「最も美しい手紙」だったと鼻高々とトランプ氏はバラしたが、トランプ氏は平和賞に該当する人

ではない。最近の調査で、トランプ氏が大統領選に立候補を表明した2015年から反移民や白人至上主義の人種差別を掲げるヘイト団体が急増し18年は過去最高を記録したが、このような状況をトランプ氏が言葉と政策で拡大して利用、煽動していると分析されている。日本を代表なんてとんでもない。勝手なことをおべんちゃらで言うな。日本の恥だ。ゴーンの鐘は鳴り続けている。

ベネズエラの政情不安は住民に死者まで出る危機的状況にある。私の初めての教え子が当地で折り紙会館を立ち上げ、その後画家になっていて、カラカス大学と大使館での講演まで準備されていた訪問の予定が動乱でダメになった。凄まじい状況に堪えきれず40年ぶりで1人が逃げ帰ってきたが残した家族に心痛むと思うと辛い。池江選手の白血病に「がっかり」発言は大臣どころか人間失格だ。心愛ちゃん、微用工、自衛官募集、大坂なおみ、藤井七段、マラソン来日ほか、採りあげたいこと多。

陶々俳壇

兼題「蓬」「黄」 席題「節」

在りし日の父はもぐさを脛に灸
蓬餅粒飽好む田舎ぶり

柳原仁哉

春節や雪見観光中国人

橋本紅杓

○寒明けの日差し眩しく垣光る

〃

冬波のうねりに鳥の群舞へり(善一)

岡和水

遠き日の小径蓬を摘みしこと(京)

〃

○菜の花や天まで続く黄金色(由紀子)
九十の五臓うるほす牡蠣と酒

佐藤若杉

天逝の母を偲ぶや春の星(仁哉)

大内善一

☆○春めくも怒濤に採まる佐渡真白(紅杓)

〃

青青と嫌はしきもの蓬かな
大陸の記憶にたんぽぽの黄色

上野京

蓬生の土手に賢治の文庫本
春の嶺黄昏刻をやさしうす

馬場由紀子

☆最高点 ○由紀子選 (一)各特選

選後評

馬場由紀子

ふる里の土の匂ひす蓬餅

若杉

帰郷した折に蓬餅のもてなしを受けられたのだらう。その味はその昔食べていた蓬餅の味そのものであった。故郷の土で育った蓬の強い香りを作者は楽しんでいらっしやる。

人日の今朝揃ひたる家族かな

紅杓

子どもも成長していつもばらばらに行動している家族だが、人日の七草粥ばかりは揃って食したい。一日を鶏の日、二日を犬、三日を猪、そして羊、牛、馬ときて、七日の人の日となる。身体を温めて一年の家族の無事を願う。

影冴えて点となりゆく二人かな

和水

二人だけが歩いている世界。田舎道だろう。この二人はどろい二人だろうか。祖母と孫、母と子、老大婦、友達、恋人などなど。想像を働かせているうちに影は点となって見えなくなってしまう。

春めくといへど朝日に身震ひす

善一

立春を迎え日差しも幾分明るさを取り戻した感がある。もう春になったと油断して薄着で起き出してしまったが、朝日に身震ひしてしまっただ。暖かな春はまだまだ先のようだ。

立春や道行く人の歩幅伸び

仁哉

春になって、歩く人々の足取りも軽い。格好も真冬の厚着から解放されて身体が軽く感じられるのか、一步の幅が大きくなった。作者が眺めている道行く人もそうだが、作者自身の歩幅も大きくなっているに違いない。

梅一輪ため息深くゆつくりと

京

一輪の梅に作者は春の訪れを感じている。寒い季節には冷たい空気を吸い込まないように浅い呼吸であつたのだらう。しかし今は違う。微かな梅の香りを楽しもうと深い呼吸をしている。

継続の強み

柳原仁哉

こちらへ引越してはや二年が経ちました。宝塚市は大阪からも、神戸からも阪急電車で四十分程の所にあります。

阪急電鉄が宝塚少女歌劇団と歌劇場を作り、更に遊園地も作り、多くの人々に憩いの場を提供していました。それが今から二十四年前に起こりました阪神・淡路大震災により甚大な被害を被りました。その被害地域の跡および附近に数多くのマンションが建ち、大阪市神戸市のベッダタウンに様変わりしました。赤ちゃんを胸に抱いたり、「乳母車」に乗せたりしている若い女の人を多く見掛ける爽やかな町で気に入っています。

俳句につきましては暫く疎遠になっていましたが、昨年半ば、一念発起して事務局の福富さんと相談しました結果、送句による陶々俳壇に参加が可能とのこと。毎月参加し、馬場由紀子先生にご指導いただいています。「下手な鉄砲も数撃てば当る」を信じて頑張っています。

毎月「善隣」誌を読み協会の動き、その他講演内容など興味深く読んでいます。協会の益々のご繁栄と皆様のご多幸をお祈り致します。

力助会通信

◆平成31年度事業計画を立案中

2月21日の理事会で第1回目のたたき台を討議した。本年は米中貿易戦争の懸念は拭えないが、当面の景気安定に支えられて国際善隣会館はフルでテナントが入っており、安定した収入のもと、これまで育んできた事業を深掘りしていくことを検討した。6つの委員会、善隣中国塾、善隣古海塾などをベースに現在実施中の諸活動をさらに情報発信し、最終的には、5月の定時社員総会で事業計画の内容を報告の予定である。

◆2月の時宜にかなった「講演会」が続く

当協会にとってキーワードの1つである「近代日本」に関する講演会が、2月7日香田忠維（三つたただつな）氏（一般社団法人仏心会代表理事）によって開催された。テーマは「2・26事件を振り返って現代を考え

る」。氏は事件後80年を過ぎて裁判記録の一般公開が開始されたタイミングをとらえて、改めてこの事件に関する現代的な意味を難しいとしながらも披歴した。また、2月14日には津田建二氏（元日経エレクトロニクス編集記者）による「中国ITエレクトロニクス事情」という公開フォーラムが開催された。豊富なデータ駆使したフォーラムで会場は熱気がこもるほど盛況であった。（事務局長 藤沼弘一）

会員だより

◎新会員

〈正会員〉

鈴木重治氏

同好会だより

〈謡曲会〉

4月23日例会 実施予定曲目

曲目	役	割	地頭
小袖曾我	シテ澤村ツレ（五郎）土屋ツレ（母）神保	村瀬	村瀬
清経	シテ宮下ツレ神保	ワキ鶴川	村瀬
百万	シテ神保ツレ村瀬	ワキ鶴川	宮下

みんなの写真館

六本木の「陽光」という桜（表紙）

表紙の写真は、東京・六本木の「陽光」という桜です。

つい2、3年前に植えられた、新しくつくり直された坂道「なだれ坂」に植えられました。周りの近代的なビルにも映える、やや赤い、下向きに咲く種類の桜です。最近あちこちで注目されている桜です。

愛媛県の桜愛好家が戦後開発した桜で、戦争に送り出した教え子が、南の島々や、北のシベリアで亡くなり、帰って来ない教え子を慰めるために、北でも南でも咲く桜を（通常は、温かいところでは咲かない）と開発した桜です。

（細川呉港）

瀬戸内海の島にできた縁（表4上）

瀬戸内海の北木島に縁ができた。島は石の産地、大阪城、

日銀本店など名だたる建造物に使われている。島にできた石の博物館研究員になり石彫作家に出会い、石彫を学ぶ若者も支援している。

写真は大学院生卒業作品と本人（左）、卒業時に持ち帰るルールがあり廃棄寸前を支援活動で引き取り手が現れた。六本木の国立新美術館で開催の五美大合同卒業制作展（2月21日〜3月3日）に出品された。夢に挑む若者の応援は楽しいものだ。（佐藤嘉信）

スクランブル交差点（表4下）

東京・渋谷のスクランブル交差点は、いつもものすごい人、人、人。われ先に交差点の真ん中へ行きスマホのシャッターを切る。各国のツーリストもこの交差点目掛けてやってくる。正面に見えているのが渋谷センター街の細い路地。奥の奥まで人、人、人。渋谷も東京も日本も……急速に変化している。（原田克子）

2019年4月の行事予定

- 3日(水) 13:00 俳句会
兼題「藤、持」及び当季雑詠
- 4日(木) 14:00 ○公開フォーラム
「グローバル社会と地方振興」(仮題)
野坂康夫氏(元米子市長、元バンクーバー総領事)
- 9日(火) 14:00 謡曲会(松木先生稽古日)
- 12日(金) 11:00 一石会囲碁例会
- 16日(火) 14:00 謡曲会(松木先生稽古日)
- 17日(水) 14:00 ○公開フォーラム
「韓国・朝鮮半島問題と日本」(仮題)
小野正昭氏((公財)日韓文化交流基金理事長、元駐メキシコ大使、海外法人安全協会会長)
- 18日(木) 18:30 ◎公開アジア研究懇話会
「今後の日中関係について」(仮題)
初曉波氏(北京大学国際関係学院亜非研究所所長)
- 23日(火) 13:00 謡曲会例会
- 24日(水) 14:00 公開「善隣古海塾」
「戦争の時代、そして満洲国を振り返る」第8回
塾長:古海建一氏(前当会会長、当会顧問)
- 25日(木) 14:00 ○公開フォーラム
「もう一つの視点から眺めた牡丹社事件」
平野久美子氏(作家)
- 26日(金) 16:00 公開「善隣中国塾」
テキスト:『中国の夢—電腦社会主義の可能性』第8回
「まとめ:矢吹晋塾長の講演、コメンテーター:スチーブン・ハーナー氏(中国ビジネスコンサルタント)」

4月の会議予定

1日(月) 14:00	環境委員会	10日(水) 14:00	財政委員会
4日(木) 16:00	講演委員会	18日(木) 14:00	理事会(第1回)
4日(木) 16:00	広報委員会	24日(水) 11:00	顧問会(第1回)
9日(火) 10:30	監事会(第1回)	24日(水) 14:00	東北委員会
9日(火) 14:00	国際交流委員会	26日(金) 13:00	諮問会(第1回)

※会員外一般聴講者の参加費は、◎印:1000円、○印:500円、無印:無料です。

※下線は通常日程に変更あり

みんなの 写真館

